

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 消防職員及び主要機械の配置基準（平成31年消防局訓令第7号）は、廃止する。

川崎市消防局訓令第9号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令
川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

高津救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見溝ノ口線以北）、溝口2丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、二子1丁目、二子2丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子5丁目、二子6丁目	高津	新作	久地	小田中	野川	宮前	向丘	宮崎
	2	高津区の区域のうち、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、瀬田、坂戸1丁目、坂戸2丁目、坂戸3丁目、久本3丁目	高津	新作	小田中	野川	宮崎	久地	宮前	井田

」

を

「

」

高津救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見溝ノ口線以北）、溝口2丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、二子1丁目、二子2丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子5丁目、二子6丁目	高津	久地	新作	小田中	宿河原	野川	宮前	向丘
	2	高津区の区域のうち、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、瀬田、坂戸1丁目、坂戸2丁目、坂戸3丁目、久本3丁目	高津	新作	小田中	久地	野川	宮崎	宿河原	宮前

」

に、

「

久地救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口6丁目、久地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、久地4丁目、宇奈根、下作延、下作延1丁目、下作延2丁目、下作延4丁目、下作延5丁目、下作延6丁目、下作延7丁目	久地	高津	新作	向丘	宮前	小田中	宮崎	多摩
	2	多摩区の区域のうち、宿河原1丁目、宿河原3丁目、宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目、堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目	久地	多摩	向丘	宮前	新作	高津	宮崎	菅生

久地救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口6丁目、久地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、久地4丁目、宇奈根、下作延、下作延1丁目、下作延2丁目、下作延4丁目、下作延5丁目、下作延6丁目、下作延7丁目	久地	高津	新作	宿河原	向丘	宮前	小田中	宮崎
	2	多摩区の区域のうち、堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目	久地	宿河原	高津	向丘	宮前	多摩	新作	宮崎

」

を

「

に、
「

宮 前 救 急 隊	1	宮前区の区域のうち、土橋1丁目、土橋6丁目、土橋7丁目、神木1丁目、宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目、けやき平、犬蔵1丁目	宮前	向丘	宮崎	菅生	野川	新作	久地	多摩
	2	宮前区の区域のうち、宮崎、宮崎1丁目、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目、神木2丁目 高津区の区域のうち、梶ヶ谷1丁目、梶ヶ谷2丁目、梶ヶ谷3丁目、梶ヶ谷4丁目、梶ヶ谷5丁目、梶ヶ谷6丁目、向ヶ丘、下作延3丁目	宮前	向丘	宮崎	野川	新作	高津	久地	小田中

を
「

宮 前 救 急 隊	1	宮前区の区域のうち、鷺沼3丁目、鷺沼4丁目、土橋1丁目、土橋2丁目、土橋3丁目、土橋4丁目、土橋5丁目、土橋6丁目、土橋7丁目、神木1丁目、宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目、けやき平	宮前	向丘	宮崎	菅生	野川	新作	宿河原	久地
	2	宮前区の区域のうち、宮崎、宮崎1丁目、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目、神木2丁目 高津区の区域のうち、下作延3丁目	宮前	向丘	宮崎	野川	新作	高津	久地	宿河原

に、
「

野 川 救 急 隊	1	宮前区の区域のうち、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目、梶ヶ谷	野川	宮崎	宮前	向丘	新作	久地	小田中	井田
	2	宮前区の区域のうち、野川、野川本町1丁目、野川本町2丁目、野川本町3丁目、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目 高津区の区域のうち、東野川1丁目、東野川2丁目、北野川、久末	野川	宮崎	宮前	井田	新作	小田中	向丘	高津

を
「

野 川 救 急 隊	1	宮前区の区域のうち、梶ヶ谷 高津区の区域のうち、梶ヶ谷1丁目、梶ヶ谷2丁目、梶ヶ谷3丁目、梶ヶ谷4丁目、梶ヶ谷5丁目、梶ヶ谷6丁目	野川	宮崎	宮前	向丘	新作	久地	小田中	井田
	2	宮前区の区域のうち、野川、野川本町1丁目、野川本町2丁目、野川本町3丁目、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目 高津区の区域のうち、東野川1丁目、東野川2丁目、北野川、久末	野川	宮崎	宮前	井田	新作	小田中	向丘	高津

に、

「

向丘救急隊	1	宮前区の区域のうち、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目、平6丁目、五所塚1丁目、五所塚2丁目、南平台、白幡台1丁目、白幡台2丁目、土橋5丁目、初山1丁目、初山2丁目 多摩区の区域のうち、長尾1丁目、長尾2丁目、東生田3丁目、東生田4丁目	向丘	宮前	菅生	久地	多摩	宮崎	栗谷	野川
	2	宮前区の区域のうち、神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目 多摩区の区域のうち、長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、長尾7丁目 高津区の区域のうち、上作延	向丘	宮前	久地	多摩	宮崎	高津	新作	野川

」

を

「

向丘救急隊	1	宮前区の区域のうち、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目、平6丁目、五所塚1丁目、五所塚2丁目、南平台、白幡台1丁目、白幡台2丁目、初山2丁目 多摩区の区域のうち、東生田3丁目、東生田4丁目	向丘	宮前	宿河原	菅生	久地	多摩	宮崎	栗谷
	2	宮前区の区域のうち、神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目 高津区の区域のうち、上作延、向ヶ丘	向丘	宮前	久地	宿河原	多摩	宮崎	高津	新作

」

に、

「

宮崎救急隊	1	宮前区の区域のうち、小台1丁目、小台2丁目、土橋2丁目、土橋3丁目、土橋4丁目、鷺沼1丁目、鷺沼2丁目、鷺沼3丁目、鷺沼4丁目	宮崎	宮前	向丘	菅生	野川	新作	高津	久地
	2	宮前区の区域のうち、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目、有馬1丁目、有馬2丁目、有馬3丁目、有馬4丁目、有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有馬9丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目	宮崎	野川	宮前	向丘	新作	高津	久地	菅生

」

を

「

宮崎救急隊	1	宮前区の区域のうち、小台1丁目、小台2丁目、鷺沼1丁目、鷺沼2丁目、有馬1丁目、有馬2丁目、有馬3丁目、有馬4丁目、有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有馬9丁目	宮崎	宮前	向丘	野川	菅生	新作	久地	宿河原
	2	宮前区の区域のうち、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目	宮崎	野川	宮前	向丘	新作	高津	久地	菅生

」

に、

「

菅生救急隊	1	宮前区の区域のうち、菅生ケ丘、水沢1丁目、水沢2丁目、水沢3丁目、潮見台、菅生2丁目、菅生3丁目、菅生4丁目 多摩区の区域のうち、長沢1丁目、長沢2丁目、長沢3丁目、長沢4丁目	菅生	栗谷	多摩	向丘	宮前	菅	麻生	宮崎
	2	宮前区の区域のうち、菅生1丁目、菅生5丁目、菅生6丁目、犬蔵2丁目、犬蔵3丁目	菅生	宮前	向丘	宮崎	多摩	栗谷	久地	菅

」

を

「

菅生救急隊	1	宮前区の区域のうち、菅生ケ丘、水沢1丁目、水沢2丁目、水沢3丁目、潮見台、菅生2丁目、菅生3丁目、菅生4丁目	菅生	栗谷	多摩	向丘	宮前	宿河原	菅	王禅寺
	2	宮前区の区域のうち、初山1丁目、菅生1丁目、菅生5丁目、菅生6丁目、犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、犬蔵3丁目	菅生	宮前	向丘	宮崎	宿河原	多摩	栗谷	久地

」

に、

「

多摩救急隊	1	多摩区の区域のうち、和泉、登戸、登戸新町、宿河原2丁目、東生田1丁目、東生田2丁目、枹形1丁目、枹形2丁目、枹形3丁目、枹形4丁目、枹形5丁目、枹形6丁目、枹形7丁目	多摩	菅	栗谷	向丘	菅生	久地	宮前	高津
	2	多摩区の区域のうち、中野島、中野島4丁目、中野島5丁目、生田8丁目	多摩	菅	栗谷	向丘	久地	菅生	麻生	宮前

」

を

「

多摩救急隊	1	多摩区の区域のうち、和泉、登戸（小田急小田原線以東を除く）、登戸新町、枹形1丁目、枹形2丁目、枹形3丁目、枹形4丁目、枹形5丁目、枹形6丁目、枹形7丁目	多摩	菅	栗谷	宿河原	向丘	菅生	久地	王禅寺
	2	多摩区の区域のうち、中野島、中野島2丁目、中野島3丁目、中野島4丁目、中野島5丁目、中野島6丁目、生田2丁目、生田3丁目、生田4丁目、生田7丁目、生田8丁目	多摩	菅	栗谷	宿河原	向丘	菅生	王禅寺	久地
宿河原救急隊	1	多摩区の区域のうち、宿河原1丁目、宿河原3丁目、宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目	宿河原	久地	多摩	向丘	高津	宮前	栗谷	菅
	2	多摩区の区域のうち、長尾1丁目、長尾2丁目、長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、長尾7丁目	宿河原	向丘	久地	宮前	多摩	菅生	高津	宮崎
	3	多摩区の区域のうち、登戸（小田急小田原線以東）、宿河原2丁目、東生田1丁目、東生田2丁目	宿河原	多摩	向丘	久地	菅	菅生	宮前	宮崎

」

に、

「

栗谷救急隊	1	多摩区の区域のうち、生田7丁目、三田1丁目、三田2丁目、三田3丁目、三田4丁目、三田5丁目、東三田1丁目、東三田2丁目、東三田3丁目	栗谷	多摩	菅生	菅	向丘	麻生	王禅寺	久地
	2	多摩区の区域のうち、南生田1丁目、南生田2丁目、南生田3丁目、南生田4丁目、南生田5丁目、南生田6丁目、南生田7丁目、南生田8丁目、西生田1丁目、西生田2丁目、西生田3丁目、西生田4丁目、西生田5丁目、栗谷1丁目、栗谷2丁目、栗谷3丁目、栗谷4丁目	栗谷	菅生	麻生	多摩	菅	王禅寺	柿生	向丘

」

を

「

栗谷救急隊	1	多摩区の区域のうち、三田1丁目、三田2丁目、三田3丁目、三田4丁目、三田5丁目、東三田1丁目、東三田2丁目、東三田3丁目	栗谷	多摩	菅生	菅	向丘	宿河原	王禅寺	麻生
	2	多摩区の区域のうち、長沢1丁目、長沢2丁目、長沢3丁目、長沢4丁目、南生田1丁目、南生田2丁目、南生田3丁目、南生田4丁目、南生田5丁目、南生田6丁目、南生田7丁目、南生田8丁目、西生田3丁目、西生田4丁目、西生田5丁目、栗谷1丁目、栗谷2丁目、栗谷3丁目、栗谷4丁目	栗谷	菅生	王禅寺	多摩	菅	向丘	麻生	柿生

」

に、

「

菅救急隊	1	多摩区の区域のうち、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、菅馬場4丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤2丁目、菅稲田堤3丁目、菅野戸呂、菅1丁目、菅2丁目、菅3丁目、菅4丁目、菅5丁目、菅6丁目、菅北浦1丁目、菅北浦2丁目、菅北浦3丁目、菅北浦4丁目、菅北浦5丁目、菅城下、菅仙谷1丁目、菅仙谷2丁目、菅仙谷3丁目、菅仙谷4丁目、中野島1丁目、中野島2丁目、中野島3丁目、中野島6丁目、布田、生田1丁目、生田2丁目、生田3丁目、生田4丁目	菅	多摩	栗谷	麻生	菅生	向丘	王禅寺	久地
	2	多摩区の区域のうち、寺尾台1丁目、寺尾台2丁目、生田5丁目、生田6丁目	菅	栗谷	多摩	麻生	菅生	王禅寺	向丘	久地

」

を

「

菅 救 急 隊	1	多摩区の区域のうち、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、菅馬場4丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤2丁目、菅稲田堤3丁目、菅野戸呂、菅1丁目、菅2丁目、菅3丁目、菅4丁目、菅5丁目、菅6丁目、菅北浦1丁目、菅北浦2丁目、菅北浦3丁目、菅北浦4丁目、菅北浦5丁目、菅城下、菅仙谷1丁目、菅仙谷2丁目、菅仙谷3丁目、菅仙谷4丁目、中野島1丁目、布田、生田1丁目	菅	多摩	栗谷	麻生	宿河原	菅生	王禪寺	向丘
	2	多摩区の区域のうち、寺尾台1丁目、寺尾台2丁目、生田5丁目、生田6丁目、西生田1丁目、西生田2丁目	菅	栗谷	多摩	麻生	菅生	王禪寺	宿河原	向丘

」

に改める。

別表第3中

「

7号横浜北西線 高速神奈川	横浜北西線横浜青葉ジャンクションのうち、東名高速道路下り線分岐から東名高速道路上り線からの連結路との合流までの区間	宮前	向丘	宮崎	菅生	久地	多摩	野川	新作
------------------	---	----	----	----	----	----	----	----	----

」

を

「

7号横浜北西線 高速神奈川	横浜北西線横浜青葉ジャンクションのうち、東名高速道路下り線分岐から東名高速道路上り線からの連結路との合流までの区間	宮前	向丘	宮崎	菅生	宿河原	久地	多摩	野川
------------------	---	----	----	----	----	-----	----	----	----

」

に改める。

別表第4中

「

7	横浜市都筑区の区域のうち牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西三丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、すみれが丘、大榎町、大榎西、中川六丁目、中川中央一丁目、あゆみが丘 横浜市青葉区の区域のうち新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、新石川四丁目	宮崎	宮前	野川	向丘	菅生	高津	久地	多摩
---	--	----	----	----	----	----	----	----	----

」

を

「

7	横浜市都筑区の区域のうち牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西三丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、すみれが丘、大榎町、大榎西、中川六丁目、中川中央一丁目、あゆみが丘 横浜市青葉区の区域のうち新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、新石川四丁目	宮崎	宮前	野川	向丘	菅生	高津	久地	宿河原
---	--	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第5中、

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津	新作	小田中	中原	久地	平間	井田	宮前
---	---	----	----	-----	----	----	----	----	----

」

を

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津	新作	小田中	中原	久地	宿河原	平間	井田
---	---	----	----	-----	----	----	-----	----	----

」

に、

「

7	狛江市の区域のうち中和泉一丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西和泉一丁目、西和泉二丁目、和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目、東和泉四丁目、元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、猪方四丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目、駒井町三丁目	多摩	久地	菅	栗谷	向丘	高津	新作	小田中
---	---	----	----	---	----	----	----	----	-----

」

を
「

7	狛江市の区域のうち中和泉一丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西和泉一丁目、西和泉二丁目、和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目、東和泉四丁目、元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、猪方四丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目、駒井町三丁目	多摩	宿河原	久地	菅	栗谷	向丘	高津	新作
---	---	----	-----	----	---	----	----	----	----

」

に改める。

別表第6中

「

多摩消防署	稲城市の区域のうち矢野口	菅	多摩	栗谷	栗木	麻生	菅生	向丘	久地
-------	--------------	---	----	----	----	----	----	----	----

」

を

「

多摩消防署	稲城市の区域のうち矢野口								
		菅	多摩	栗谷	宿河原	栗木	麻生	菅生	向丘

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第10号

局内一般
消防署

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、
階級等に関する規程

川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機能別団員の種類等)

第2条 機能別団員の種類及び職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 大規模災害団員

ア 災害対応活動 大規模災害時等における基本団員の補助活動

イ 後方支援活動 大規模災害時等における救護所等での活動

(2) 広報活動団員 事業所や消防関係機関等が主催又は協力するイベント等における消防団広報

(所属)

第3条 機能別団員の所属は、団本部とし、大規模災害団員のうち災害対応活動を行う機能別団員は警護部長、後方支援活動を行う機能別団員は消防部長、広報活動団員は広報部長の指揮命令の下にその職務を行う。

(階級等)

第4条 機能別団員の階級は、団員とし、階級移動はしないものとする。

2 団長は、機能別団員の中からリーダーを定めること

ができる。

(災害対応活動を行う機能別団員)

第5条 大規模災害団員のうち災害対応活動を行う機能別団員は、元消防職員又は元基本団員とする。

(表彰)

第6条 機能別団員は、国、県、市又は関係団体が実施する勤続年数に応じた表彰の対象外とする。

(訓練等への参加)

第7条 機能別団員は、原則として消防出初式等の行事、訓練等、基本団員が平常時に行う消防団活動には参加しないものとする。ただし、第2条に規定する職務遂行のため行事又は訓練に参加する場合については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、機能別団員は、教育訓練に年間1回以上参加しなければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第11号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程
の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程(平成3年消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「事故発生報告」の次に「及び速報」を加え、同条中「別に定めるもののほか」を削り、「事故発生を覚知したときは、」の次に「事故報告書(第5

号様式)により」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 総務部人事課長は、前項の事故報告を受け事故速報(第6号様式)を作成し、職員に周知しなければならない。

第37条第1項第3号中の「メンタルヘルス不全者」を「メンタルヘルス不調者」に改める。

第41条第2項中の「幹部教養」を「監督者教養」に改

める。

第42条第2項中の「体力管理個人票(第5号様式)」を「体力管理個人票(第7号様式)」に改める。

第50条第3項中の「体力測定記録表(第6号様式)」を「体力測定記録表(第8号様式)」に改める。

第50条第4項中の「体力測定実施結果報告書(第7号様式)を消防長に」を「体力測定実施結果報告書(第9号様式)を局長に」に改める。

別表第1中

「

消防局	人事課長	産業医 庶務係長 人事係長 施設係長 警防係長 救急管理係長 指令第1係長又は指令第2係長 航空係長 予防係長 査察計画係長 規制係長 衛生管理者	職員の互選により所属長が指名するもの(12名) 人事課及び警防課にあつては各2名とし、その他の課、隊にあつては各1名とする。
消防署	副署長	産業医 担当課長(警防統括担当) 警防第1課長 警防第2課長 警防第1課警防係長 警防第2課警防係長 警防第1課調査係長又は 警防第1課救急係長 警防第2課調査係長又は 警防第2課救急係長 予防課予防係長 予防課施設設備担当係長 衛生管理者	職員の互選により所属長が指名する者(11名)

」

を

「

消防局	人事課長	産業医 庶務係長 人事係長 施設係長 警防係長 救急管理係長 指令第1係長又は指令第2係長 航空救助係長 予防係長 査察計画係長 規制係長 衛生管理者	職員の互選により所属長が指名するもの(12名) 人事課及び警防課にあつては各2名とし、その他の課、隊にあつては各1名とする。
-----	------	--	---

消防署	副署長	産業医 担当課長（警防統括担当） 警防第1課長 警防第2課長 警防第1課警防係長 警防第2課警防係長 警防第1課調査係長又は 警防第1課救急係長 警防第2課調査係長又は 警防第2課救急係長 予防課予防係長 予防課危険物・査察係長又は危険 物係長 衛生管理者	職員の互選により所属長が指名する者（11名）
-----	-----	---	------------------------

」

に改める。

第6号様式中「平成」を削り、同様式を第8号様式とし、第7号様式中「平成」を削り、同様式を第9号様式とし、第5号様式を第7号様式とし、第4号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式

川消 第 号
年 月 日

消 防 局 長 様

所 属 長 名

事 故 報 告 書

事故種別	☐ 公務中 (〇〇活動中) ☐ 通勤途上	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃	
発生場所		
負傷職員	所属 階級	氏名 年齢
傷病名及び程度	全治 日	
医療機関名及び住所		
搬送方法	☐ 救急車 ☐ 公用車 ☐ その他 ()	
事故概要		
第三者行為災害	☐ 無 ☐ 有 (有の場合以下を記載)	
	氏名・年齢 住所 負傷状況 損害状況 その他	

(注1) 必要に応じ、図面、写真等を添付すること

(注2) 複数負傷者が発生した場合は、各々作成すること

第6号様式

事 故 速 報

事故種別	☐ 公務中（〇〇活動中） ☐ 通勤途上
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
事故概要	
負傷程度	
参考添付資料	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第12号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防局航空隊運航管理規程を次のように定める。

令和2年3月30日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防局航空隊運航管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運航体制（第3条～第10条）
- 第3章 航空消防活動（第11条～第18条）
- 第4章 航空機事故対策（第19条・第20条）
- 第5章 教育訓練等（第21条・第22条）
- 第6章 整備（第23条）
- 第7章 航空機使用手続き（第24条・第25条）
- 第8章 事前対策（第26条・第27条）
- 第9章 委任（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市消防局航空隊（以下「航空隊」という。）の適正な運用と航空機の安全な運航に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 航空機 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する回転翼航空機（以下「航空機」という。）をいう。
- (2) 航空隊員 航空隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）をいう。
- (3) 航空業務 航空隊の運用及び航空機の運航に係る業務をいう。
- (4) 乗組員 航空機に搭乗し、航空業務を行う者をいう。
- (5) 搭乗者 乗組員以外で航空機に搭乗する者をいう。
- (6) 航空消防活動 消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月24日消防庁告示第4号。以下「基準」という。）第2条第3号に規定する活動をいう。
- (7) 航空消防活動従事者 基準第2条第4号に規定する者をいう。
- (8) 運航責任者 基準第5条第2項に規定する者をいい、航空隊長（以下「隊長」という。）をもってこれに充てる。
- (9) 運航安全管理者 基準第5条第3項に規定する者をいい、隊長が指定した者をもってこれに充てる。

(10) 運航管理要員 基準第5条第4項に規定する職員をいい、隊員のうちから隊長が指定した者をもってこれに充てる。

(11) 航空消防活動指揮者 基準第8条第2項に規定する者をいい、乗組員のうち隊長が指定した者をもってこれに充てる。

(12) 臨時離着陸場 法第79条のただし書きにより国土交通大臣の事前許可を受けた飛行場外離着陸場及び法第81条の2による緊急時離着陸場（以下「臨着場」という。）をいう。

第2章 運航体制

（警防部長の責務）

第3条 警防部長は、航空業務の適切かつ効果的な執行体制を図るため、必要な指示及び助言を与えなければならない。

（航空隊長の責務）

第4条 隊長は、この規程の定めるところにより隊員を指揮監督し、航空業務の円滑かつ適正な遂行に努めなければならない。

2 航空機の運航及び航空消防活動の実施については、運航安全管理者等から必要な情報を集め、事故防止に万全を期さなければならない。

3 隊長は、前項の業務を行うために運航管理要員を置かなければならない。

（運航安全管理者の任務）

第5条 運航安全管理者の任務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 航空機の安全運航に関すること。
- (2) 航空消防活動従事者の健康管理に関すること。
- (3) 隊員の教育訓練等に関すること。
- (4) その他業務に必要な調査研究に関すること。

（隊員の責務）

第6条 隊員は、法及びその他の関係法令を遵守し、航空機の安全な運航を確保するため、日頃から自己の体調管理と航空業務に関する知識及び技術の維持向上に努めるとともに、隊員相互に連携し円滑な航空消防活動の実施に万全を期さなければならない。

2 隊員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響下にある状態で、航空機の運航に関わる業務を行ってはならない。

（航空隊の構成）

第7条 航空隊は、航空機、隊員及び航空機を運航させるために必要な施設並びに資器材で構成する。

（航空機の運航）

第8条 航空機は、航空消防活動のほか、調査及び広報活動その他消防長が必要と認める業務について運航するものとする。

2 航空機には操縦士2人を搭乗させ、うち1人を機長

に、他の1人を副操縦士にそれぞれ指定するものとする。

- 3 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故あるときは、機長に代わってその職務を行うものとする。

(航空機の出発の承認等)

- 第9条 機長は、航空機を出発させるにあたっては、隊長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認の判断基準、運航中の留意事項、その他運航の管理に必要な事項については別に定めるものとする。

(操縦士の乗務要件)

- 第10条 隊長は、第8条第2項に規定する操縦士に必要な飛行経歴その他の要件を定めるものとする。

第3章 航空消防活動

(災害出場区分)

- 第11条 航空隊の災害出場区分は、別表に定めるとおりとする。

(航空消防活動の原則)

- 第12条 航空消防活動を行うにあたっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法その他関係法令を遵守し、安全運航を最優先とすること。
- (2) 現場最高指揮者の指揮のもと、消防隊等との連携を密にして統制ある活動を行うこと。
- (3) 航空機の運航に伴い発生する吹き下ろし風及び騒音による影響を考慮した活動を行うこと。

(航空消防活動時の隊員編成)

- 第13条 航空消防活動時の隊員編成は、航空消防活動指揮者、機長、副操縦士及びその他必要な隊員とする。

(航空消防活動指揮者)

- 第14条 航空消防活動指揮者は、航空機に搭乗し、航空消防活動従事者を指揮監督するものとする。

(航空消防活動中の安全対策)

- 第15条 航空消防活動中、隊長は、運航管理要員と協力し、飛行状況の監視、現場の状況、気象、その他必要な情報の収集及び航空機に支援情報の提供を行わなければならない。

- 2 機長は、航空機に危難が生じた場合又は危難が発生するおそれがある場合は、危険防止行動を取るとともに、搭乗者に対して安全のための措置を命令することができる。

- 3 航空機の運航中、乗組員は他の航空機その他の物件と衝突しないように見張りをしなければならない。

(航空消防活動の中止)

- 第16条 隊長は、航空消防活動を安全に実施することが困難であると判断した場合は、航空消防活動の中止を命令しなければならない。

- 2 航空消防活動指揮者は、機長又は乗組員からの助言等により航空消防活動の継続が困難と判断した場合は、航空消防活動従事者に対して航空消防活動の中止を指示しなければならない。

(航空消防活動実施要領)

- 第17条 隊長は、航空消防活動を行うために必要な事項を定めた実施要領を定めなければならない。

(調査)

- 第18条 隊長は、航空機の運航に関する必要な調査を行い、航空消防活動に万全を期さなければならない。

第4章 航空機事故対策

(航空機事故発生時の措置)

- 第19条 隊長は、航空機に係る事故(法第76条第1項各号に定める事故。以下同じ。)が発生した場合又は発生した疑いがある場合には、直ちに消防長に報告し捜索及び救助体制を確立しなければならない。

- 2 消防長は、前項の報告を受けた場合、速やかに消防庁長官に報告するものとする。

- 3 隊長は、前2項の措置を円滑に行うための対策を講じなければならない。

(事故が発生するおそれのある事案に係る報告)

- 第20条 隊長は、航空機に係る事故が発生するおそれのある事案が生じた場合は、消防長に報告しなければならない。

- 2 消防長は、前項の報告を受けた場合、消防庁長官に報告するものとする。

第5章 教育訓練等

(教育訓練等基本計画)

- 第21条 消防長は、隊員の教育訓練を実施するにあたっては、教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、さらに、安全対策、教育訓練に必要な施設及び設備の整備計画、教育訓練の指導者の確保、隊員養成対策等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項について定めた、教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- 2 消防長は、必要に応じて教育訓練等基本計画を修正しなければならない。

(教育訓練等実施計画)

- 第22条 隊長は、前条の教育訓練等基本計画に基づき、毎年、年間の教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、教育訓練の対象者、教育訓練の時間数及び実施時期その他年間の教育訓練を円滑に実施するために必要な事項について定めた、教育訓練等実施計画を作成しなければならない。

- 2 隊長は、隊員に対して航空消防活動を行うために必要な知識及び技術を習得させ、計画的に教育訓練を実施するものとする。

- 3 隊員は、平素から航空消防活動を行うために必要な知識及び技術並びに体力の向上を図り、災害現場にお

ける臨機の判断力及び行動力を養わなければならない。

第6章 整備

(整備)

第23条 航空機の整備範囲は、当該航空機の製造者が定めた整備基準書等によるほか、国土交通省航空局が発行する各種検査要領等に従うものとする。

2 前項に規定する整備のうち、航空隊内の整備施設等で実施できない整備又は法に定める整備で、国土交通省又は国土交通省が認定した整備事業者が実施しなければならない整備については、外注整備により行うものとする。

第7章 航空機使用手続き

(申請及び承認)

第24条 航空機を使用する所属長は、事前に業務計画等を航空隊に提出し、運航について隊長と協議するものとする。

2 前項以外の者が航空機を使用する場合は、事前に消防長の承認を得なければならない。

(搭乗)

第25条 本市消防職員以外の者が航空機に搭乗するときは、搭乗誓約書を消防長に提出しなければならない。

2 搭乗者は、航空機の搭乗前及び航行中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 航空機への搭乗は、隊員の引率のもとに整然と乗り組むこと。
- (2) 隊員の許可を受けていない物品を機内に持ち込まないこと。
- (3) いかなる場合であっても、機長の指示に従うこと。
- (4) 隊員に必要以上のことを話しかけないこと。
- (5) 航空機内の機器類にみだりに触れないこと。
- (6) 航空機の外部に物を投げないこと。

第8章 事前対策

(臨時離着陸場)

第26条 隊長は、市内の臨着場を事前調査し、実態を把握しておかななければならない。

2 消防署長は、管轄区域内における臨着場の状況把握に努めるとともに、当該臨着場及びその周囲一帯において、航空機の離着陸に影響を及ぼす可能性があることを認めたときは、速やかに隊長へ連絡するものとする。

3 消防署長は、管轄する臨着場において航空機が離着陸を行う場合は、必要に応じて安全対策等の措置を講じるものとする。

(庁舎管理等)

第27条 隊長は、川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）第17条及び川崎市庁舎管理要綱（平成7年12月18日付け7川総庁第350号）に基づき、航空隊庁舎の使用、維持管理及び物品の維持について必要事項を定めるものとする。

2 隊長は、地震、津波又は高潮等による庁舎及び航空機等の被害を最小限にするため、必要な事前対策を講じなければならない。

第9章 委任

(委任)

第28条 この規程の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の規定 令和3年4月1日

(2) 第8条第2項の規定 令和4年4月1日

(川崎市消防航空隊運用管理規程の廃止)

2 川崎市消防航空隊運用管理規程（昭和60年消防局訓令第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年を経過する日までの間において、隊長が別に定める要件を満たす操縦士については、第10条に規定する「副操縦士」を「運航支援者」として読み替え、乗務させることができる。

4 前項の運航支援者は、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格（回転翼航空機に係るものに限る。）についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者であって、第21条に規定する教育訓練等基本計画に基づく養成訓練を受けている者に限る。

別表(第11条関係)

航空隊の災害出場区分

種 別	出 場 区 分
火 災	1 建物火災(炎上中の場合) 2 石油コンビナート等特別防災区域火災 3 船舶火災 4 航空機火災 5 危険物輸送車両火災 6 車両火災(トンネル部を除く自動車専用道路上で炎上中の場合) 7 その他火災 (1) 枯草火災で1,000平方メートル以上延焼中のとき (2) 建物への延焼危険が著しいとき 8 現場最高指揮者の要請があったとき
救 急	1 ヘリ救急 2 大規模救急 3 現場最高指揮者の要請があったとき
救 助	1 水難救助 2 大規模救急救助 3 現場最高指揮者の要請があったとき
警 戒	1 危険物警戒(海上) 2 現場最高指揮者の要請があったとき
その他	1 現場最高指揮者の要請があったとき 2 消防長又は警防部長が出場を指示したとき

- 1 警戒飛行中に火災指令を受信した場合は、直ちに出場するものとする。
- 2 管外応援出場については別の定めによる。

川崎市消防局訓令第13号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する
訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面前で行うものとする。

第5条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）は」に改める。

第6条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）は」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、ＩＣカードにより出退勤情報の登録を行うことが困難であると消防長が特に認める職員については、この限りでない。

第11条第5項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。）は」に改め、同条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合（川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第5項第1号に規定する人事委員会が別に定める場合を除く。）

(2) 介護休暇、介護時間又は組合休暇の承認を求めるに当たって、任命権者がその事由を確認する必要があると認める場合

第15条中「規定する職員」の次に「及び会計年度任用職員」を、「代わる代休日」の次に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条を同条第1項とし、同条に次の2項を加える。

2 川崎市職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合、又は

勤務時間条例第7条第1項に規定する休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第14号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員の条件付採用期間における
勤務評定に関する規程の一部改正する訓令

川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に、（以下「職員」という。）を「（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下職員という。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第15号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を
改正する訓令

川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る出勤記録については、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて表示するものとする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条第1項中「職員情報システムによる」を「川崎

市職員服務規程第11条第2項の規定による職員情報システムにおける」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第16号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員の人事評価に関する規程の
一部を改正する訓令

川崎市消防職員の人事評価に関する規程（平成18年3月31日消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律261号)」を「(昭和25年法律261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条中「次に掲げる職員」を「局長（これに相当する職にある職員を含む。）」に改め、「同条第1項各号」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
(会計年度任用職員の人事評価)

第14条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第17号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する条例施行規程の一部を改正
する訓令

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年7月24日消防局訓令第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進
に関する条例施行規程

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 消防局（消防署を含む。以下「消防局等」という。）等に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。
第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うとき」を「電磁的記録により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の消防長等が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長等が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると消防長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると消防長等が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると消防長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと消防長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、消防長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって消防長等が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、消防長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって消防長等が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

別表を次のように加える。

別表 (第5条関係)

書面等	措 置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 (3) 個人番号カードの行政機関等への提示
2 消防長等が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第1号

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用、勤務条件等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 会計年度任用職員の職の設置に当たっては、その職の必要性を考慮し、必要に応じて関係局等と協議の上、川崎市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が設置する。

(会計年度任用職員の職名)

第3条 会計年度任用職員の職名は、職務の内容を適切に表す用語をもって、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。

(採用選考)

第4条 会計年度任用職員は、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）第10条第1項第12号に基づき、教育長が選考する。

2 前項に規定する選考に当たっては、公募を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。ただし、第1号の規定による公募によらない選考による任用は、4回までとする。

(1) 前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者を引き続き当該任用されていた職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、勤務成績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育長が認めるとき（能力の実証の結果が標準以上であるときに限る。）。

(2) 職務の性質等から、公募により難いと教育長が認める場合

(任用期間)

第5条 会計年度任用職員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が別に定める。

2 会計年度任用職員の任用期間がその採用の日の属する会計年度の末日前に満了する場合において、業務の執行上必要と認めるときは、前項に規定する期間の範囲内において、その任用期間を更新することができる。この場合における更新については、任用期間満了時の業務の量、進捗状況、当該会計年度任用職員の勤務実績及び能力等により教育長が判断するものとする。

(給料及び基本報酬)

第6条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第3条の規定に基づき、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。

(旅費及び費用弁償の等級)

第7条 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。以下「旅費条例」という。）別表第3項の規定に基づき定める等級は、同表の4等級とする。

2 会計年度任用職員給与条例第23条第4項の規定に基づき定める旅費条例別表の等級は、同表の4等級とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの

規定により難いものとして特に必要と認める場合には、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。

(1週間の勤務時間及び割振り)

第8条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において教育長が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第9条 特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに教育長が別に定める。

(半日単位の年次有給休暇)

第10条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次有給休暇を受けることができる。

(勤務時間等)

第11条 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の定めるとおりとする。

(退職)

第12条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

(1) 任用期間が満了したとき。

(2) 退職を願い出て承認があったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 任用を必要とする事由がなくなったとき。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで非常勤職員（法第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。以下同じ。）又は臨時的任用職員（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第2項の規定により臨時的任用された職員をいう。以下同じ。）として任用されていた者（公募を経て任用された者に限る。）のうち、施行日において会計年度任用職員として任用するものについては、第4条第3項第1号に規定する前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者とみなす。

3 前項の規定により第4条第3項第1号に規定する前

会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者とみなされた者のうち、公募によらない選考により施行日において会計年度任用職員として任用するものに係る同項ただし書の適用については、施行日前における非常勤職員又は臨時的任用職員としての直近の公募以降に年度をまたいで任用を更新した回数を同項ただし書の規定による公募によらない選考による任用の回数に通算するものとする。

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中

総務部	庶務課	庶務係 経理係
	企画課	
	学事課	

を

総務部	庶務課	庶務係 経理係
	学事課	
教育政策室		

に改める。

第4条の表中

総務部	
(1) 人権・共生教育に関すること。	
(2) 教育改革の推進に関すること。	
(3) 学校運営協議会に関すること。	
(4) 働き方・仕事の進め方改革に関すること。	
(5) 事務改善に関すること。	
庶務課	

を

総務部	
庶務課	

に改め、同表総務部の部企画課の項を削り、同部の次に次のように加える。

教育政策室

- (1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。

- (2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (5) 通学区域の変更に関すること。
- (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。
- (7) 人権・多文化・共生教育に関すること。
- (8) 教育改革の推進に関すること。
- (9) 学校運営協議会に関すること。
- (10) 働き方・仕事の進め方改革に関すること。
- (11) 事務改善に関すること。

第4条の表教育環境整備推進室の部第5号中「市長が管理し、執行する施設を除く。」を「市長が管理し、及び執行する施設を除く。以下同じ。」に改め、同部第10号中「(川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、市長が管理し、執行する施設を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「審査請求に対する決定以外の」を削り、「開示請求等」の次に「及びこれらの審査請求」を加え、同項第5号中「のうち、川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）第9条第1項第4号及び第5号に規定する委員の任期途中での任免」を削り、同条第2項中「基づきその事務を専決したときは、これを速やかに」を「より専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を」に改める。

第6条の見出しを「(事務決裁)」に改め、同条中「教育長の権限に属する事務の専決」を「第2条第1項の規定により教育長に委任された教育事務及び第4条第1項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に行われている審査請求(公文書開示請求等に係るものに限る。)に対する決定については、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部
を改正する規則

川崎市教育委員会安全衛生管理規則(平成20年川崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第40条」を「～第41条」に改める。

第13条第1項を削り、同条第2項中「委員」を「職員委員会の委員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第15条第1項中「2年」を「1年」に改める。

第17条第1項中「委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるときに、委員長がこれを招集し、その議長となる」を「毎月1回以上開催するものとする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第21条第1項中「第18条まで」の次に「(第17条第1項を除く。)」を、「第13条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「、「23人以内」とあるのは「21人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と」を削り、「同条第4項中」を「同条第3項中」に、「第17条」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「、「23人以内」とあるのは「15人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と」を削り、「同条第4項中」を「同条第3項中」に改める。

第34条第1項中「職員の労働時間の状況その他の事項が省令第52条の2に規定する要件に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 労働時間の状況が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員
- (2) 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員(前号に掲げる職員を除く。)

第34条に次の2項を加える。

- 4 教育長は、産業医その他の医師に対し、省令第14条の2第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる情

報を提供しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、長時間労働者に対する面接指導等について必要な事項は、別に定める。

第5章中第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、同章中同条の前に次の1条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第39条 教育長及び所属長は、法その他の関係法令及びこの規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において改正前の規則第13条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市教育委員会職員安全衛生委員会の委員(同規則第21条の規定により準用される川崎市立学校教職員安全衛生委員会及び川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会の委員を含む。)である者の任期は、同規則第15条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則(平成18年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第6号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条の表総務部の部庶務課の項中第9号削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

(川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第6条(見出しを含む。)中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則(昭和63年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名中「教育委員会」の次に「特別職」を加える。

第1条中「川崎市教育委員会に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)又は職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)の適用を受けていた職員で、定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者のうち、非常勤の職の職員として任用されているもの(以下「再雇用非常勤職員」という。)を含む。)の就業等」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職に任用される職員(以下「非常勤職員」という。)の任用、勤務条件等の取扱い」に改める。

第2条を次のように改める。

(職の設置)

第2条 非常勤職員の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものについて設置することができる。

第3条の2を削る。

第4条中「当該非常勤職員の職務等を勘案して、1年を超えない範囲内で、」を「原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育長は、任用期間内の勤務成績が良好である非常

勤職員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した非常勤職員について、前条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用を妨げるものではない。

3 顧問及び参与の職並びに教育長が特に必要であると認めた職は、前項前段の規定にかかわらず、任用期間を満了した非常勤職員の任用期間を更新することができる。

第5条及び第6条を次のように改める。

(報酬)

第5条 非常勤職員の報酬については、予算の範囲内において教育長が別に定める。

2 非常勤職員に対しては、前項に規定する報酬以外の手当は支給しない。

3 報酬の支給日は、川崎市職員の給料等の支給に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第14号)第2条に定めるところによる。

(費用弁償)

第6条 非常勤職員がその職務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用の弁償及び支給については、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条に定めるところによる。

第10条を次のように改める。

(解職)

第10条 教育長は、任用期間中であっても、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身に故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部改正)

第4条 指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則(平成20年川崎市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を削り、同条第3号中「川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が」を削り、「おいて」の次に「川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第7号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき教育委員会等に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会等に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供 (3) 個人番号カードの教育委員会等への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請

等をする者」に改め、同条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第7号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和2年4月7日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第5会議室
- 3 その他報告等

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

学校	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分(校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
	高等学校に勤務する教育職員	1 38時間45分(校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日
		2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。(校長)	2 3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	2 4週間を通じ8日以上
	高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

」

を

「

学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分(校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第3号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を
改正する訓令

(川崎市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員服務規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面前で行うものとする。

第4条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第5条第1項中「職員は」を「職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)」に改める。

第7条第1項中「職員」を「職員(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)」に改める。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、I Cカードにより出勤情報の登録を行うことが困難であると教育長が特に認める職員については、この限りでない。

第12条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「職員」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

7 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合(川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第5項第1号に規定する人事委員会が別に定める場合を除く。)

(2) 介護休暇又は介護時間の承認を求めるに当たって、教育長がその事由を確認する必要があると認める場合

第18条中「代わる代休日」の次に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 川崎市職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合又は勤務時間条例第7条第1項に規定する休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

(川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程(昭和55年川崎市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の次に「常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。」を加える。

(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

本則に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、教育長が別に定める。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第4条 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「非常勤の教職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教職員を除く。)、臨時的に任用された教職員及び」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、臨時的に任用された教職員(以下「臨時的任用教職員」という。)に係る次条の特別評価については、この限りでない。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員である教職員(以下「会計年度任用教職員」という。)については、任用期間ごとに実施する。

第5条の見出し中「評価者」の次に「、確認者及び処

理責任者」を加え、同条中「人事評価は」を「人事評価は、」に、「行う」を「行い、教育長が確認者として会計年度任用教職員以外の評価対象者の最終評価（教育長が別に定める職位ごとの区分に従い決定する評価をいう。以下同じ。）を行う。」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用教職員である評価対象者の最終評価は観察指導者が行い、教職員人事課長が処理責任者として確定させる。

第6条第1項中「第11号様式の2」を「第15号様式」に改め、同条第2項中「教職員」を「会計年度任用教職員を除く教職員」に改め、「記載するもの」の次に「とし、会計年度任用教職員は、職務遂行の状況等について自己観察した結果を観察指導記録に記載するもの」を加え、同条第3項中「助言指導者は、」の次に「会計年度任用教職員を除く」を、「記載するとともに、」の次に「会計年度任用教職員を含めた」を加える。

第8条及び第9条中「教育長に」を「確認者又は処理責任者に」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「教育長」を「確認者及び処理責任者」に、「校長」を「校長等」に改める。

第11号様式の2を第12号様式の2とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第13号様式（非常勤講師（会計年度任用教職員）用）

観察指導記録

被評価者	所属	学校	職名	氏名
------	----	----	----	----

評価期間 (任用期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
----------------	---------------

教科指導	担当教科 科	担当学年 学年	週担当時間数 時間	校 分 掌 等 校 務
------	-----------	------------	--------------	----------------------------

目 標		評価の着眼点	自己評価	助言指導者	観察指導者
能力	教科・科目に関する専門知識・技能を活用した上で必要な教材研究を行い、児童生徒に応じてわかりやすく指導する。 校務分掌がある場合には、管理職や他の教職員と連携を図りながら、必要な校務処理を適切に行う。	職務を遂行する上で必要な知識や技術、技能等を有しており、それを活用して職務を業務に取り組んでいる。			
		課題解決や業務を計画的に特に留意すべき問題なく遂行している。			
		意図するところを正確にかつ分かりやすく伝える説明ができています。			
実績	児童生徒の実態に応じて教材や指導方法を工夫し、生徒の学習への興味・関心を高める。また学校の課題解決に向け、自らの役割を果たす。	管理職や学年主任等の指示に従い、工夫しながら教材研究や授業に取り組んでいる。			
		学校目標の達成に向けて、他の職員と協力して必要な取組を行っている。			
		創意工夫や業務改善を行い、円滑に業務を遂行している。			
意欲	教育公務員としての職責や義務を自覚して業務に取り組む。また、課題意識を持ったうえで、他の職員や管理職との意思疎通を図り、連携して業務に取り組む。	服務規律を遵守している。			
		職場の同僚と連携して業務に取り組んでいる。			
		業務を前向き、自発的に遂行している。			

被評価者自由意見欄(必要に応じて)

助言指導者	職名	氏名
	特記事項(必要に応じて)	

観察指導者	職名	氏名	最終評価
	特記事項(必要に応じて)		

第14号様式(学校栄養職(会計年度任用教職員)用)

観察指導記録

被評価者	所属	学校	職名	氏名
------	----	----	----	----

評価期間 (任用期間)	年	月	日	～	年	月	日
----------------	---	---	---	---	---	---	---

担当職務	
------	--

目 標	評価の着眼点	自己評価	助言指導者	観察指導者
能力	給食に関する専門知識・技能を活用し、給食管理、指導を適切に行うことができる。また、管理職や他の教職員と連携を図りながら、必要な校務処理を適切に行う。	職務を遂行する上で必要な知識や技術、技能等を有しており、それを活用して職務を業務に取り組んでいる。		
		課題解決や業務を計画的に特に留意すべき問題なく遂行している。		
		意図するところを正確にかつ分かりやすく伝える説明ができています。		
実績	適切な衛生管理に関する事項の点検や記録を行う。また、児童生徒の発達段階や実態に応じて指導方法等を工夫し、児童生徒の食生活の向上に向けて自らの役割を果たす。	児童生徒の食事状況等を把握したり、他の職員と連絡しながら自らの役割を果たしている。		
		学校目標の達成に向けて、他の職員と協力して必要な取組を行っている。		
		創意工夫や業務改善を行い、円滑に業務を遂行している。		
意欲	公務員としての職責や義務を自覚して業務に取り組む。また、課題意識を持ったうえで、他の職員や管理職との意思疎通を図り、連携して業務に取り組む。	服務規律を遵守している。		
		職場の同僚と連携して業務に取り組んでいる。		
		業務を前向き、自発的に遂行している。		

被評価者自由意見欄(必要に応じて)

助言指導者	職名	氏名
	特記事項(必要に応じて)	

観察指導者	職名	氏名	最終評価
	特記事項(必要に応じて)		

第 1 5 号様式（学校事務職（会計年度任用教職員）用）

観察指導記録

被評価者	所属	学校	職名	氏名
------	----	----	----	----

評価期間 (任用期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
----------------	---------------

担当職務	
------	--

目 標	評価の着眼点	自己評価	助言指導者	観察指導者
能力	職務を遂行する上で必要な知識や技術、技能等を有しており、それを活用して職務を業務に取り組んでいる。			
	課題解決や業務を計画的に特に留意すべき問題なく遂行している。			
	意図するところを正確にかつ分かりやすく伝える説明ができています。			
実績	適時、適切に職員と報告・相談を行いながら課せられた仕事を期限内に正確に処理することができる。また、必要な情報の共有を図り他の職員と連携しながら校務を処理することができる。			
	学校目標の達成に向けて、他の職員と協力して必要な取組を行っている。			
	創意工夫や業務改善を行い、円滑に業務を遂行している。			
意欲	公務員としての職責や義務を自覚して業務に取り組む。また、課題意識を持ったうえで、他の職員や管理職との意思疎通を図り、連携して業務に取り組む。			
	職場の同僚と連携して業務に取り組んでいる。			
	業務を前向き、自発的に遂行している。			

被評価者自由意見欄(必要に応じて)

助言指導者	職名	氏名
	特記事項(必要に応じて)	

観察指導者	職名	氏名	最終評価
	特記事項(必要に応じて)		

第11号様式の1を第12号様式の1とし、第10号様式の2を第11号様式の2とし、第10号様式の1を第11号様式の1とし、第9号様式の2を第10号様式の2とし、第9号様式の1を第10号様式の1とし、第8号様式の2を第9号様式の2とし、第8号様式の1を第9号様式の1とし、第7号様式の2を第8号様式の2とし、第7号様式の1を第8号様式の1とし、第6号様式の2を第7号様式の2とし、第6号様式の1を第7号様式の1とし、第5号様式の2の次に次の2様式を加える。

第6号様式の1 (総括教諭(栄養教諭))

(表)

自 己 観 察 書

目標設定基準日		年	月	日	評価基準日		年	月	日
ふりがな 氏 名	年 月 日生 (歳)				学校名	職名			
担 当 職 務					校 務 分 掌 等				

助言指導者 職名・氏名

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自 己 観 察 記 録	助 言 指 導 記 録
給 食 管 理	(追加・変更)		
食 に 関 す る 指 導	(追加・変更)		

(裏)

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
学 校 運 営	(追加・変更)		

研 修	今年度の研修の目標・計画について	研修の成果及び今後の課題について
--------	------------------	------------------

特 記 事 項	意見等があれば記入してください。
------------------	------------------

第6号様式の2 (総括教諭(栄養教諭))

観 察 指 導 記 録

		評価基準日	年	月	日
学 校 名			職 名 ・ 氏 名		
助言指導者 職 名 ・ 氏 名			観察指導者 職 名 ・ 氏 名		

職務分類	評価項目	着 眼 点	自己評価	助言指導者の評価	観察指導者の評価		特 記 事 項 (「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導・助言内容等を記載)
					評価項目別	職務分類別	
給食管理	能	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実	業務実績、業務改善	A B C				
食に関する指導	能	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実	業務実績、業務改善	A B C				
学校運営	能	情報収集・活用力、企画・計画力、管理能力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実	業務実績、業務改善、正確性・迅速性、効率性	A B C				
共通	意 欲	責任感、リーダーシップ、積極性	A B C				

困難度

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第4号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

31時間 (所属長)	1 週 4 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。	1 4 週間 を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。
	2 週 5 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。		2 4 週間 を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。

」

を

「

15時間30分、16時間15分、26時間、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間 (所属長)	1 週 2 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において45分又は1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。	1 4 週間 を通じ20日を超えない範囲において、所属長が定める。
--	---------------------------------	---	--------------------------------------

2 週 3 日
勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。3 週 4 日
勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。4 週 5 日
勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。2 4 週間
を通じ16日を超えない範囲において、所属長が定める。3 4 週間
を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。4 4 週間
を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

川崎市教育委員会教育長訓令第1号

事務局各課
各教育機関

川崎市教員宿舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

川崎市教員宿舎管理規程の一部を改正する

訓令

川崎市教員宿舎管理規程（平成19年川崎市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「地方公務員法」を「地方公務員法」に、「第22条第2項」を「第22条の3」に、「適用を受ける」を「規定により任用される」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会教育長訓令第2号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満
川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の
一部を改正する訓令

川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程（平成15年川
崎市教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2人事・労務事項中

「

(15) 非常勤嘱託員の職に 関すること。		○		
--------------------------	--	---	--	--

」

を

「

(15) 非常勤の職に 関すること。		○		
-----------------------	--	---	--	--

」

に、

「

(17) 臨時的任用の 職に關すること。			○ (各所管 人事担当 部長)	
(18) 臨時的任用職 員の任免に關すること。			○ (事務局 の部長)	

」

を

「

(17) 臨時的任用の 職に關すること。		○		
(18) 臨時的任用職 員の任免に關すること。		○		

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

監 査 公 表

2 川 監 公 第 7 号

令和2年4月10日

監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の
規定により、平成31年2月12日付け31川監公第3号で公
表した行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリ
ー対応について）の結果に基づき、川崎市長及び川崎市
教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありました
ので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

平成30年度行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について）の結果に基づく措置状況について

監査意見の要旨		措置状況
1 本市施設のバリアフリー化の推進及びバリアフリー基準について		
(1) 本市施設のバリアフリー化の推進		
本市の各施設は、民間建築物のバリアフリー化の先導的な役割を果たすことが期待されていることから、金庁的なバリアフリー化推進の方針を策定するなど、計画的かつ効果的に既存建築物のバリアフリー化を推進する取組を実施されたい。	指導事項については、監査の指摘のあったバリアフリー項目の中で、最も危険性の高い誘導ブロックの設置状況調査を行い、危険な状況の改善を指導するなど、既存建築物のバリアフリー化を推進しました。あわせて、市施設の適正な管理を推進する体制の整備を行っています。	
(2) 本市に適用されるバリアフリー基準		
7 国の基準と市の基準の整合	指導事項については、国の基準を網羅するように条例・規則の見直しを行い、令和元年度中に改正案を作成し、令和3年度に施行する予定です。また、改正内容を盛り込んだ整備マニュアルに改定する予定です。	
イ 市の基準のホームページにおけるわかりやすい情報提供	指導事項については、市のホームページの構成を変更するとともに、市の基準や対象施設をわかりやすく表示できるよう改善しました。	
ウ 本市職員のバリアフリー基準等の認識①	監査の指摘を踏まえ、誘導ブロックの設置状況調査を通して、間違いやすいポイント、注意点等をまとめ、職員のバリアフリー基準の理解の徹底を図りました。また、職員を対象とした研修において、バリアフリー基準について改めて説明を実施するなど、バリアフリー基準の理解を深める取組を継続してまいります。	
ウ 本市職員のバリアフリー基準等の認識②	監査の指摘を踏まえ、障害物の除去等について関係各局へ通知するとともに、すべての本市施設を対象とした誘導ブロックの設置状況調査を行い、誘導ブロックについての設置状況が望ましいか、広く職員に周知を行いました。 また、市内職員における「心のバリアフリー」の理解、浸透を図ることを目的として平成29年度から実施している「ユニバーサルマナー研修」について、受講対象を施設所管課にも拡大して実施するとともに、「障害のある方へのサポートブック」冊子の各市民利用施設への配布や、サポートブックの内容を追加した研修について、全職員を対象としたeラーニング研修を令和元年度中に実施するなど、職員のバリアフリー意識の更なる向上に取り組みまいります。	

31川総行革第840号

令和2年2月27日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成31年2月12日付け31川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

監査意見の要旨	措置状況
よう、手すりに間隔のある施設は、手すりの設置及び改善に努められたい。	例:王禅寺余熱利用市民施設:手すり設置が必要な箇所到手すりを設置しました。 ほか8施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:2施設(3箇所)</u> 上下水道局中部サービスセンター、上下水道局北部サービスセンター:手すり設置が必要な箇所に、令和元年度中に手すりを設置します。 <u>その他の施設:1施設</u> 市民ミュージアム:当該施設においては、台風19号により被災したため、施設機器及び収蔵品の復旧を最優先事項とともに、施設利用を当面の間休頓しますが、令和2年度において今後の市民ミュージアムのあり方等について検討を行います。
(イ) 階段の側面の補修(段鼻)の色 階段の側面(段鼻)とその周囲の色が同一である階段のある施設があった。階段を使用する人が段を踏み外すおそれがないよう、段があることが容易に識別できる色にするように努められたい。	措置事項については、段があることが容易に識別できるよう、階段路面端部(段鼻)にその周囲と明度差が大きい色のラインテープの貼付や塗装を実施しました。 <u>改善した施設:4施設</u> 例:日言出場所:階段路面端部に添ってラインテープを貼付し識別できるように改善しました。 ほか3施設で同様の対応を行いました。
(ウ) 傾斜路の下地の段差 敷地内道路の下側に2cmを超える段差が生じていた施設があった。2cmを超える段差は、車いす利用者にとっては通行の支障となることから、傾斜路の下地の段差を解消するよう努められたい。	措置事項については、段差の部分にアスファルト補修工事等を実施し、段差の解消を行いました。 <u>改善した施設:2施設</u> 入江崎余熱利用プール:車いす使用者の通行の支障とならないよう段差を解消しました。 ほか1施設で同様の対応を行いました。
(エ) エレベーターの押ボタンの点字表示 エレベーターの呼びボタンにおいて、押ボタンの下に付された点字表示の点字がはがれていた事例、車椅子の押ボタンに付された点字が掲示物により隠れていた事例があった。押ボタンの点字表示が機能するよう改善されたい。	措置事項については、エレベーターの呼びボタン及び乗降ボタンの点字表示の補修や掲示物の撤去を行い、点字表示が適切に機能するようにしました。 <u>改善した施設:1施設</u> 多摩区役所:エレベーターの呼びボタンの点字を補修するとともに、乗降ボタンの点字を覆っていた掲示物を移動しました。
(オ) エスカレーターのくし板の色 エスカレーターのくし板がステップ部と区別しやすい色になっていない施設があった。ステップ部がどこから始まるかわかりやすくし、安全に使用できるように、くし板にステップ部と異なる色を塗るなどの改善に努められたい。	措置事項については、エスカレーターのくし板とステップ部が区別しやすいよう、エスカレーターのくし板の色をステップ部と明度差の大きい色に交換するなどの対応を行うこととした。 <u>改善した施設:3施設</u> 例:川崎区役所:エスカレーターのくし板をステップ部と区別しやすい色に交換しました。 ほか2施設で同様の対応を行いました。
ウ 点字ブロック (ア) 点字ブロックが多く設置されていない 点字ブロックが全く設置されていない施設があった。施設の利用者の数や性質、建物の構造や今後の改修予定等を踏まえ、点字ブロックの敷設を検討されたい。	措置事項については、点字ブロックの敷設を実施するとともに、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応することとした。なお、点字ブロックの敷設が完了するまでの間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととした。 <u>改善した施設:5施設</u> 例:常津老人いこいの家:点字ブロックを新たに敷設しました。

監査意見の要旨	措置状況
2 ハード面のバリアフリーについて (1) 新築等建築物が基準に適合していない事例 ア 敷地内道路の階段の手すり 法令施行後に新築された普生こども文化センターでは、指定の敷地内道路ではない敷地内道路上の階段に手すりが設置されていたが、バリアフリー法に違反することから、基準に適合するよう早急に手すりを設置されたい。	措置事項については、バリアフリー基準に適合するよう敷地内道路上の階段に手すりを設置しました。 <u>改善した施設:5施設</u> 例:川崎マリエン:目の細かいグレーチングに交換しました。 ほか4施設で同様の対応を行いました。
(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に留意がある事例 ア 車いす使用者の動線 (ア) 車いす使用者利用駐車区画から施設入口まで 車いす使用者が車いす利用者用駐車区画から施設入口まで移動する際に、駐車場のゲートバートバーの下や目の粗いグレーチングの上を通行する必要がある施設、車いす使用者用駐車区画に通行の妨げとなる物を置いている施設があった。これらの施設は、陸軍場所から施設入口までの動線について、改善に努められたい。	措置事項については、目の細かいグレーチングへの交換や障害物の除去を実施しました。また、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととした。 <u>改善した施設:5施設</u> 例:川崎マリエン:目の細かいグレーチングに交換しました。 ほか4施設で同様の対応を行いました。 <u>改善した施設:2施設</u> 市立労働会館:目の細かいグレーチングに令和元年度中に交換予定です。 王禅寺余熱利用施設:動線の見直し等、最も効果的な改善方法について検討を行い、適切な動線の確保に向けて対応します。
(イ) 施設入口周辺の段差 施設入口周辺において、車いす使用者の通行の妨げになるような段差が生じていた施設があった。車いす使用者の通行の妨げとならないよう施設入口周辺の段差の解消に努められたい。	措置事項については、車いす使用者の通行の妨げにならないよう、スロープを設置するための改修工事を実施することとした。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:1施設</u> 幸区道線公園センター:令和元年度中にスロープを設置予定です。 <u>その他の施設:1施設</u> 平こども文化センター:スロープが狭い、車いす利用者もアプローチ可能であることを確認しました。
(ウ) 窓口・廊下等 ローカウターの下部にけこみが設けられていたが、けこみに物を置いていた事例、窓口前の通路に立て看板がはみ出て、通行の妨げになっていた事例があった。建物内で車いす使用者が円滑に移動したり、設備を使用したりできるような物の配置を改善し、その状態を維持されたい。	措置事項については、ローカウターのけこみに置いていた物品を撤去するなど、移動の妨げにならないよう改善しました。 <u>改善した施設:2施設</u> 急戸行政サービスコーナー:ローカウターのけこみに置いていた物品を撤去しました。 府生区役所:窓口前の通路にはみ出ていた立て看板を通行の妨げにならないよう移動させました。
イ 傾斜路・階段・エレベーター等 (ア) 手すり 傾斜路、階段又は廊下の一部に手すりがなく、また、途中で消滅している施設、階段の手すりの設置位置が利用者の利便に合っていないと考えられる施設があった。利用者が階段や傾斜路等を円滑に使用できる	措置事項については、利用者が円滑に移動できるよう、手すりを設置するとともに、歩行に介助が必要な方には声掛けして、車椅子の貸し出しや、警備員や警備助手等のスタッフが付き添う等の対応をとることとした。 <u>改善した施設:9施設(12箇所)</u>

監査意見の要旨	措置状況
	橋出場所：オストメイト対応の前広便座を設置しました。 ほか19施設で同様の対応を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設：9施設 例：かわさきエコ暮らし未来館：オストメイト用洗浄器具の令和2年度中の設置工事業施に向けて検討します。 ほか8施設で同様の対応を行います。 その他の施設：2施設 総合福祉センター（エポックなほら）：監査の指摘を受けて確認したところ、トイレにオストメイト用洗浄器具がすでに設置済であることを確認しました。 ふしみ園（南部身体障害者福祉会館）：監査の指摘を受けて確認したところ、トイレにオストメイト用洗浄器具がすでに設置済であることを確認しました。
(イ) 手すり	手すり付きの小便器が1台も設置されていない施設があった。車いす使用者や高齢者等がトイレを円滑に使用できるよう、手すり付き小便器の設置を検討された。 改善した施設：2施設 川崎区役所大田支所、川崎区役所田島支所：小便器用の手すりを設置しました。 市立労働会館：小便器への手すりの設置工事を、令和2年度中に実施します。
(ウ) 入口段差	トイレの入口に車いす使用者の通行の妨げとなる段差がある施設があった。トイレの段差は車いす使用者をはじめ、高齢者にも通行の妨げとなり得ることから、段差の解消に努められた。 改善した施設：2施設 高草老人いこいの家、千代ヶ丘老人いこいの家のトイレの入口の段差について、段差を解消する工事を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設：3施設 例：重こども文化センター：トイレ入口の段差解消を令和2年度中に実施予定です。また、施設職員が利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めています。 ほか2施設で同様の対応を行います。
(エ) 多機能トイレの設置物	多機能トイレの手すり等に物が置かれ、速やかに使用することが困難となった施設があった。多機能トイレを必要とする人がいつでも円滑に使える状態に整備すべきであることから、障害物を撤去し、その状態を維持された。 改善した施設：5施設 例：鎌生区役所：多機能トイレの手すりに置かれていたバレットペーパーを速やかに撤去しました。 ほか4施設で同様の対応を行いました。
(オ) 表示	多機能トイレを設置しているものの、当該トイレが多機能トイレであることを表示していない施設があった。表示がなければ速やかな使用を妨げられるおそれがあることから、当該トイレが多機能トイレであることを表示された。

監査意見の要旨	措置状況
前に障害物を置くことは、点字ブロックの機能を阻害することから、障害物を早急に撤去し、その状態を維持された。	改善した施設：23施設(27箇所) 例：有馬、野川生涯学習支援施設：点字ブロックの上に置かれていたマット等障害物を撤去し、今後も点字ブロックの上や前に障害物が置かれることがないよう注意しています。 ほか22施設で同様の対応を行いました。
エ 案内板、インターホン (ア) 案内による案内表示	案内板に点字を付しているものの、点字の表記が誤っている施設、日本語の表記と異なる内容の点字を付している施設、手すりには以前あった部署の名称を点字等で表示していた施設があった。点字による案内が適切な内容を示すよう改善に努められた。 改善した施設：3施設 例：有馬、野川生涯学習支援施設：点字による案内表示について、不適切な表示になっていたものを適切な内容に改善しました。 ほか2施設で同様の対応を行いました。
(イ) インターホン a インターホンの案内表示	車いす使用者等のためにインターホンを設置しているものの、案内表示を行っていない施設があった。案内表示を行わないインターホンは、その存在や用途が利用者に認識されないことから、案内表示を適切に行われた。 改善した施設：1施設 上下水道局北郷サービスセンター：車いす使用者等のためのインターホンについて、案内表示を行いました。
b インターホンの取の設置	車いす使用者等が建物の1階に設置されたインターホンで2階にいる施設職員を呼ぶ必要のあるものの、インターホンに大きな段差があり、車いす使用者がインターホンを使用することが困難な施設があった。入口の段差の撤消やインターホンの設置場所の変更、あるいは1階に入っている施設と協力体制を構築し、利用者が1階の施設を訪ねれば1階の施設の職員が2階の施設の職員に連絡するようにするといった対応を含め、改善に努められた。 改善した施設：1施設 上下水道局南郷サービスセンター：インターホン間の設置差を解消する工事を実施しました。 改善に向けた取組を推進する施設：1施設 新緑こども文化センター：施設職員への研修を実施し、利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めるとともに、令和2年度にインターホンの位置変更等の改善を実施する予定です。
オ トイレ (ア) オストメイト用洗浄器具	車いす使用者等のための多機能トイレを設置している施設で、オストメイト用の洗浄器具が1台も設置されていない施設があった。簡易型の洗浄器具や前広便座を活用するなど、オストメイトが使用しやすいトイレになるよう改善を行うこととした。なお、多目的トイレに十分なスペースがないなど、改善措置が即時に実施できない場合は、将来的な施設の改修・改築時に改善を図るとともに、施設スタッフへ「障害のある方へのサポートブック」の内容を周知徹底し、利用者からサポートを求められた場合、確実に合理的配慮を提供できる体制を整えられた。 改善した施設：21施設(22箇所) 例：平老人いこいの家：オストメイト用洗浄器具を設置しました。

監査意見の要旨		措置状況
3 ソフト面のバリアフリーについて		
(1) 施設ホームページにおける情報提供 多機能トイレや重い使用者駐車場面等、バリアフリー情報をホームページで掲載していない施設があった。これらの施設は、バリアフリー情報を掲載されたい。		指摘事項については、多機能トイレや重い使用者駐車場面等のバリアフリー情報をホームページに掲載しました。 改善した施設：13施設(15箇所) 例：かわさき健康づくりセンター：多機能トイレ及び重い使用者駐車場区画の情報をホームページに掲載しました。 ほか12施設で同様の対応を行いました。
(2) 窓口におけるバリアフリー対応① 窓口職員に対するアンケートの結果、大半の窓口職員がバリアフリーの知識を十分に有していない現状が確認された。 窓口職員をはじめ職員の誰もが障害者に対して適切に対応できるよう、職員のバリアフリー対応の知識を向上させる取組を行われた。 また、特に窓口対応の多い区役所等の職員については、研修の充実を検討されたい。		指摘事項については、職員のバリアフリー対応に関する知識を向上させる取組として、『障害のある方へのサポートブック冊子を各市民利用施設へ配布するとともに、サポートブックの内容を追加した研修について、全職員を対象とした eラーニング研修を実施するとともに、聴覚障害者等への対応について職員に対する説明会や研修等を開催しました。 併せて、市内職員における心のバリアフリーの理解・浸透を目的として、平成 29 年度から区役所職員等を対象として実施している「ユニバーサルマナー研修」の受講対象を市役事務所や図書館にも拡大するなど、職員のバリアフリー知識を向上させる研修への受講機会の拡大、研修の充実を図っていきます。(ユニバーサルマナー研修受講者数：平成 29 年度 45 名、平成 30 年度 76 名、令和元年度 170 名)
(2) 窓口におけるバリアフリー対応② 障害者とのコミュニケーションツールの使用率が低く、ツールの存在を知らない窓口職員もいた。これらのツールは必ずしも高い利用率が見込まれるものではないが、そもそもツールの存在を窓口職員等が知らなければ使用することができないことから、ツールを導入している部署は、ツールの存在を職員や来庁者に対し十分に周知されたい。		指摘事項については、適切にコミュニケーションツールが使用されるようコミュニケーションツールの用途や所在場所について職員に改めて周知徹底を行うとともに、窓口カウンター等へコミュニケーションツールについての案内表示を掲示するなど、来庁者にコミュニケーションツールの存在をわかりやすく表示しました。

31川教庶第1410号
令和2年2月21日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成31年2月12日付け31川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について）の結果に基づく措置状況について

監査意見の要旨		措置状況
2 ハード面のバリアフリーについて		
(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に問題がある事例		
イ 傾斜路・階段・エレベーター等		
(ア) 手すり		
傾斜路、階段又は廊下の一部に手すりがなく、または途中で削減している施設、階段の手すりの設置位置が利用者の利用に合っていないと考えられる施設があった。利用者が階段や傾斜路等を円滑に使用できるよう、手すりに課題のある施設は、手すりの設置及び改修に努められたい。		宮前図書館内の階段手すりのうち、途中から反対方向についていた箇所について、階段壁面に手すりを設置しました。
ウ 点字ブロック		
(イ) 点字ブロックの不適切な敷設等		
b 色		中央支援学校の床と同色だった点字ブロックについて、ブロックを識別できるよう黄色に塗装しました。
d 施設・部分的な敷設		中央支援学校内の誘導ブロックが非連続であった箇所について、受付まで誘導ブロック及び点字ブロックを敷設し、適切に誘導できるようしました。
(b) 通路内等		・中央支援学校のエレベーターについて、エレベーター前に点字ブロックを敷設しました。 ・中央支援学校の階段上部・下部・踊場、傾斜路上端・下端に点字ブロックを敷設しました。 ・麻生図書館内にある階段について、踊場及び下端に点字ブロックを敷設しました。 ・麻生図書館のエレベーターロービーに点字ブロックを敷設しました。
o 誘導先が不適切		宮前図書館の受付カウンターの下敷きになっていた点字ブロックについて、図書館入り口や階段からカウンターへ誘導ブロック及び点字ブロックを敷設しました。

監査意見の要旨		措置状況
点字ブロックを適切な場所に敷設し直すなど改修に努められたい。		
o マットなどの障害物		平成31年2月18日の時点で障害物を撤去済み。以後、その状況を維持しています。

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第1号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「及び初任給調整手当に対応する額」を「、初任給調整手当に対応する額及び寒冷地手当に対応する額」に、「及び初任給調整手当」を「、初任給調整手当及び寒冷地手当」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第9短大卒の項第1号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第2号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第14中

「			
4	3	2	1

を

「			
2	1	0	0

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第9の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

（川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成20年川崎市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「、「1」とあるのは「1（人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定める号給数）」と」を削る。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する担当係長」を「庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する担当係長 コンプライアンス推進室の担当係長」に改め、「内部監察担当の担当係長」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用し

た行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき人事委員会に係る手続等（人事委員会に対して行うこととされ、又は人事委員会が行うこととしている手続等をいう。以下同じ。）を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「定めがある」を「定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1)電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の人事委員会への提供 (2)電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の人事委員会への提供 (3)個人番号カードの人事委員会への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の人事委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が別に定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると人事委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると人事委員会が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する」を「前条の」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると人事委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると人事委員会が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、人事委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて人事委員会が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、人事委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって人事委員会が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	
地方公共団体情報システム機構	
地方公共団体金融機構	
」	

を

「	
地方公共団体金融機構	
」	

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	
シティプロモーション推進室長	
」	

を

「	
シティプロモーション推進室長	
公共施設総合調整室長	
コンプライアンス推進室長	
」	

に、

「	
児童家庭支援・虐待対策室長	
」	

を

「	
児童家庭支援・虐待対策室長	
こども家庭センター所長	
」	

に、

「	
保育・子育て総合支援センター所長	
こども家庭センター所長	
」	

を

「	
保育・子育て総合支援センター所長	
」	

に、

「	
部長（総務部長を除く。）	
教育環境整備推進室長	
」	

を

「	
部長（総務部長を除く。）	
教育政策室長	
教育環境整備推進室長	
」	

に、

「	
総合教育センター所長	
庶務課長	
企画課長	
課長（庶務課長及び企画課長を除く。）	
」	

を

「

総合教育センター所長
庶務課長
課長（庶務課長を除く。）

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

川崎市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会訓令第1号

川崎市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

川崎市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（平成12年川崎市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 主任以下の職員の採用（非常勤職員及び臨時的任用職員の採用を除く。）、昇任、退職（非常勤職員及び臨時的任用職員の退職を除く。）、配置換え、出向、兼務、職種変更等に関すること。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「育児休業等」を「自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業等」に改め、同条第6号とし、同条中第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第43号を第44号とし、第16号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「任用」を「任免」に改め、同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

(13) 非常勤職員の職に関すること。

(14) 非常勤職員の任免に関すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

職 員 共 済 組 合 規 則

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和2年3月24日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合貸付規則（昭和43年川崎市共済規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」を削る。

第4条第1項中「組合員は」を「組合員（任意継続組合員を除く。）は」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員になった場合における当該引き続き組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された月以降の組合員期間に限る」とする。

第15条に次の1項を加える。

7 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、任期の定めのある職員である組合員は、貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、毎月元利均等により償還するものとする。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とする。

附 則（令和2年3月24日共済規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和2年4月1日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付

の申込みをした者については、なお従前の例による。

職員共済組合告示

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款(昭和37年12月1日共済告示第4号)の一部を変更したのでここに告示する。

令和2年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

第34条の2第1項の表中「1,000分の33.0」を「1,000分の34.0」に、「1,000分の6.8」を「1,000分の8.5」に、「1,000分の3.16」を「1,000分の2.35」に改める。

第34条の3中「1,000分の66.0」を「1,000分の68.0」に、「1,000分の13.6」を「1,000分の17.0」に改める。

第35条の2中「平成31年度」を「令和2年度」に、「2,300円」を「2,085円」に改める。

附則第12項中「、「退職等年金預託金管理経理」とあるのは「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理」と」を削る。

附 則 (令和2年3月31日共済告示第1号)

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第6号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、令和2年度事業計画及び予算を次のとおり公告する。

令和2年3月24日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

- 1 令和2年度事業計画及び予算(別紙のとおり)
- 2 議決年月日 令和2年3月16日

令和2年度 事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	令和元年度	令和2年度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有 価 証 券 4,000,000 千円	有 価 証 券 1,000,000 千円
2 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額	18,073 千円	組合員一人当たり 1,347 円 (定款上の限度額 2,085 円)

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 推 計	令和2年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>7,700,484</u>	<u>8,051,702</u>	<u>8,186,475</u>	<u>351,218</u>	<u>134,773</u>
(事業費用)					
保 健 給 付	3,091,691	2,963,209	3,040,114	△ 128,482	76,905
休 業 給 付	417,395	396,757	420,297	△ 20,638	23,540
災 害 給 付	0	2,970	3,130	2,970	160
附 加 給 付	28,786	36,006	43,735	7,220	7,729
退 職 者 給 付 拠 出 金	14,387	187	66	△ 14,200	△ 121
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,016,483	1,139,674	1,028,861	123,191	△ 110,813
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,849,956	1,859,919	1,924,044	9,963	64,125
病 床 転 換 支 援 金	8	8	8	0	0
介 護 納 付 金	787,232	888,221	1,113,253	100,989	225,032
一 部 負 担 金 払 戻 金	41,053	45,068	47,612	4,015	2,544
短期任意継続掛金還付金	760	630	800	630	170
介護任意継続掛金還付金	107	114	150	114	36
連 合 会 払 込 金	117,910	118,286	119,097	376	811
連 合 会 拠 出 金	334,716	600,653	445,308	265,937	△ 155,345
繰入金	<u>20,064</u>	<u>18,086</u>	<u>16,926</u>	<u>△ 1,978</u>	<u>△ 1,160</u>
業 務 経 理 へ 繰 入	20,064	18,086	16,926	△ 1,978	△ 1,160
次年度繰越支払準備金	<u>535,812</u>	<u>513,449</u>	<u>528,167</u>	<u>△ 22,363</u>	<u>14,718</u>
次年度繰越支払準備金	535,812	513,449	528,167	△ 22,363	14,718
特 別 損 失	<u>0</u>	<u>33</u>	<u>0</u>	<u>33</u>	<u>△ 33</u>
前 期 損 益 修 正 損	0	33	0	33	△ 33
当 期 利 益 金	<u>2,794</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,794</u>	<u>0</u>
当 期 短 期 利 益 金	0	0	0	0	0
当 期 介 護 利 益 金	2,794	0	0	△ 2,794	0
合 計	8,259,154	8,583,270	8,731,568	324,116	148,298

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 推 計	令和2年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				令和元年度	令和2年度
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>7,268,920</u>	<u>7,440,072</u>	<u>7,872,136</u>	<u>171,152</u>	<u>432,064</u>
(事業収益)					
短 期 負 担 金	2,977,438	2,990,733	3,102,051	13,295	111,318
介 護 負 担 金	392,146	439,764	546,255	47,618	106,491
短 期 掛 金	2,973,075	2,983,418	3,096,527	10,343	113,109
介 護 掛 金	392,151	439,764	546,255	47,613	106,491
短期任意継続掛金	37,522	38,434	36,558	912	△ 1,876
介護任意継続掛金	5,838	7,919	9,139	2,081	1,220
雑 収 入	0	14,776	8,168	14,776	△ 6,608
(補助金等収入)					
高 額 医 療 交 付 金	104,271	127,954	129,948	23,683	1,994
災 害 給 付 交 付 金	0	2,970	3,130	2,970	160
育児・介護休業手当金交付金	364,054	360,346	382,755	△ 3,708	22,409
高齢者医療円滑化補助金	0	13,960	0	13,960	△ 13,960
調 整 負 担 金	18,237	18,288	9,207	51	△ 9,081
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	1,503	1,435	1,832	△ 68	397
賠 償 金	2,685	311	311	△ 2,374	0
前年度繰越支払準備金	<u>548,060</u>	<u>535,812</u>	<u>513,449</u>	<u>△ 12,248</u>	<u>△ 22,363</u>
前年度繰越支払準備金	548,060	535,812	513,449	△ 12,248	△ 22,363
特 別 利 益	<u>3,113</u>	<u>2,872</u>	<u>0</u>	<u>△ 241</u>	<u>△ 2,872</u>
前 期 損 益 修 正 益	3,113	2,872	0	△ 241	△ 2,872
当 期 損 失 金	<u>439,061</u>	<u>604,514</u>	<u>345,983</u>	<u>165,453</u>	<u>△ 258,531</u>
当 期 短 期 損 失 金	439,061	603,626	334,229	164,565	△ 269,397
当 期 介 護 損 失 金	0	888	11,754	888	10,866
合 計	8,259,154	8,583,270	8,731,568	324,116	148,298

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	8,051,702	8,186,475
(事 業 費 用)		
保 健 給 付	<u>2,963,209</u>	<u>3,040,114</u>
療養の給付	1,209,074	療養の給付 1,230,495
入院時食事療養の給付	3,004	入院時食事療養の給付 2,418
訪問看護療養の給付	0	訪問看護療養の給付 100
家族療養の給付	1,001,755	家族療養の給付 1,041,260
家族訪問看護療養の給付	5,004	家族訪問看護療養の給付 5,678
高額療養の給付	200,063	高額療養の給付 215,044
療養費	18,278	療養費 17,791
移送費	0	移送費 100
家族療養費	12,433	家族療養費 12,055
家族移送費	0	家族移送費 100
高額療養費	18,286	高額療養費 19,273
高額介護合算療養費	0	高額介護合算療養費 100
薬剤支給	394,107	薬剤支給 394,244
出産費	59,486	出産費 59,943
家族出産費	40,006	家族出産費 37,855
埋葬料	1,419	埋葬料 3,356
家族埋葬料	294	家族埋葬料 302
休 業 給 付	<u>396,757</u>	<u>420,297</u>
傷病手当金	36,411	傷病手当金 37,342
出産手当金	0	出産手当金 100

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
災害給付	休業手当金 0	休業手当金 100
	育児休業手当金 358,242	育児休業手当金 380,362
	介護休業手当金 2,104	介護休業手当金 2,393
	<u>2,970</u>	<u>3,130</u>
	弔慰金 0	弔慰金 100
	家族弔慰金 0	家族弔慰金 100
	災害見舞金 2,970	災害見舞金 2,930
附加給付	<u>36,006</u>	<u>43,735</u>
	家族療養費附加金 18,679	家族療養費附加金 19,284
	家族訪問看護療養費附加金 0	家族訪問看護療養費附加金 100
	出産費附加金 3,118	出産費附加金 3,245
	家族出産費附加金 2,123	家族出産費附加金 2,173
	埋葬料附加金 1,412	埋葬料附加金 3,324
	家族埋葬料附加金 294	家族埋葬料附加金 302
	傷病手当金附加金 10,380	傷病手当金附加金 15,307
退職者給付拠出金	<u>187</u>	<u>66</u>
前期高齢者納付金	<u>1,139,674</u>	<u>1,028,861</u>
後期高齢者支援金	<u>1,859,919</u>	<u>1,924,044</u>
病床転換支援金	<u>8</u>	<u>8</u>
介護納付金	<u>888,221</u>	<u>1,113,253</u>
一部負担金払戻金	<u>45,068</u>	<u>47,612</u>
短期任意継続掛金還付金	<u>630</u>	<u>800</u>
介護任意継続掛金還付金	<u>114</u>	<u>150</u>
連合会払込金	<u>118,286</u>	<u>119,097</u>
	災害給付払込金 18,198	災害給付払込金 18,323
	財政調整払込金 100,088	財政調整払込金 100,774
連合会拠出金	<u>600,653</u>	<u>445,308</u>
	育児・介護休業手当金拠出金 582,365	育児・介護休業手当金拠出金 436,101
	特別調整拠出金 18,288	特別調整拠出金 9,207

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
繰 入 金	<u>18,086</u>	<u>16,926</u>
業 務 経 理 へ 繰 入	18,086	16,926
次年度繰越支払準備金	<u>513,449</u>	<u>528,167</u>
次年度繰越支払準備金	513,449	528,167
特 別 損 失	<u>33</u>	<u>0</u>
前 期 損 益 修 正 損	33	0
当 期 利 益 金	0	0
当 期 短 期 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>
当 期 介 護 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>
合 計	8,583,270	8,731,568
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	7,440,072	7,872,136
(事 業 収 益)		
短 期 負 担 金	<u>2,990,733</u>	<u>3,102,051</u>
	元年度12月末実績	1 標準報酬月額負担金 2,340,675
	1～3月推計	(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×34.0/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員 5,735,560,000円×34.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等負担金 755,852
		(1) 地方公共団体の長 5,730,000円×34.0/1,000 (2) 一般及び特定消防組合員 22,225,252,000円×34.0/1,000
		3 公的負担金 5,524
		(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×0.06/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員 5,809,260,000円×0.06/1,000×12月 (3) 賞与分 ア 地方公共団体の長 5,730,000円×0.06/1,000 イ 一般及び特定消防組合員 22,342,517,000円×0.06/1,000
介 護 負 担 金	<u>439,764</u>	<u>546,255</u>
	元年度12月末実績	1 標準報酬月額負担金 407,673
	1～3月推計	(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×8.5/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
		3,995,414,000円×8.5/1,000×12月
		2 標準期末手当等負担金 138,582
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×8.5/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		16,298,153,000円×8.5/1,000
短 期 掛 金	<u>2,983,418</u>	<u>3,096,527</u>
元年度12月末実績	2,416,417	1 標準報酬月額掛金 2,340,675
1～3月推計	567,001	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×34.0/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		5,735,560,000円×34.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等掛金 755,852
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×34.0/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		22,225,252,000円×34.0/1,000
介 護 掛 金	<u>439,764</u>	<u>546,255</u>
元年度12月末実績	355,854	1 標準報酬月額掛金 407,673
1～3月推計	83,910	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×8.5/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		3,995,414,000円×8.5/1,000×12月
		2 標準期末手当等掛金 138,582
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×8.5/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		16,298,153,000円×8.5/1,000
短期任意継続掛金	<u>38,434</u>	<u>36,558</u>
介護任意継続掛金	<u>7,919</u>	<u>9,139</u>
雑 収 入	<u>14,776</u>	<u>8,168</u>
(補助金等収入)	<u>523,518</u>	<u>525,040</u>
高 額 医 療 交 付 金	127,954	129,948
災 害 給 付 交 付 金	2,970	3,130
育児・介護休業手当金交付金	360,346	382,755
高齢者医療円滑化補助金	13,960	0
調 整 負 担 金	18,288	9,207
(事業外収益)	<u>1,746</u>	<u>2,143</u>
短期利息及び短期配当金	1,435	1,832
賠 償 金	311	311
前年度繰越支払準備金	<u>535,812</u>	<u>513,449</u>
前年度繰越支払準備金	535,812	513,449

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
特 別 利 益	<u>2,872</u>	<u>0</u>
前 期 損 益 修 正 益	2,872	0
当 期 損 失 金	<u>604,514</u>	<u>345,983</u>
当 期 短 期 損 失 金	603,626	334,229
当 期 介 護 損 失 金	888	11,754
合 計	8,583,270	8,731,568

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度		令和2年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>4,270,906</u>	<u>△ 626,651</u>	<u>3,644,255</u>	<u>△ 331,595</u>	<u>3,312,660</u>
普 通 預 金	3,033,569	△ 1,625,838	1,407,731	△ 331,590	1,076,141
定 期 預 金	0	0	0	0	0
金 銭 信 託	1,200,000	1,000,000	2,200,000	0	2,200,000
未 収 収 益	10	△ 4	6	△ 5	1
未 収 金	809	△ 809	0	0	0
支 払 基 金 委 託 金	36,518	0	36,518	0	36,518
合 計	4,270,906	△ 626,651	3,644,255	△ 331,595	3,312,660
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>5,024</u>	<u>226</u>	<u>5,250</u>	<u>△ 330</u>	<u>4,920</u>
前 受 収 益	5,024	226	5,250	△ 330	4,920
固 定 負 債	<u>535,812</u>	<u>△ 22,363</u>	<u>513,449</u>	<u>14,718</u>	<u>528,167</u>
支 払 準 備 金	535,812	△ 22,363	513,449	14,718	528,167
剰 余 金	<u>3,730,070</u>	<u>△ 604,514</u>	<u>3,125,556</u>	<u>△ 345,983</u>	<u>2,779,573</u>
利 益 剰 余 金	3,730,070	△ 604,514	3,125,556	△ 345,983	2,779,573
合 計	4,270,906	△ 626,651	3,644,255	△ 331,595	3,312,660

短 期 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	3,644,255	3,312,660
普 通 預 金	年度末推計 <u>1,407,731</u>	年度末推計 <u>1,076,141</u>
金 銭 信 託	年度末推計 <u>2,200,000</u>	年度末推計 <u>2,200,000</u>
未 収 収 益	年度末推計 <u>6</u>	年度末推計 <u>1</u>
未 収 金	年度末推計 <u>0</u>	年度末推計 <u>0</u>
支 払 基 金 委 託 金	年度末推計 <u>36,518</u>	年度末推計 <u>36,518</u>
合 計	3,644,255	3,312,660
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	5,250	4,920
前 受 収 益	<u>5,250</u>	<u>4,920</u>
固 定 負 債	<u>513,449</u>	<u>528,167</u>
支 払 準 備 金	513,449	528,167
剰 余 金	<u>3,125,556</u>	<u>2,779,573</u>
利 益 剰 余 金	3,125,556	2,779,573
欠損金補てん積立金	319,464	315,486
短 期 積 立 金	2,784,159	2,453,908
介 護 積 立 金	21,933	10,179
合 計	3,644,255	3,312,660

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 推 計	令和2年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>20,919,403</u>	<u>20,949,073</u>	<u>21,158,986</u>	<u>29,670</u>	<u>209,913</u>
(事業費用)					
負 担 金 払 込 金	12,930,693	12,872,433	13,008,328	△ 58,260	135,895
組 合 員 保 険 料 払 込 金	7,988,710	8,076,640	8,150,658	87,930	74,018
合 計	20,919,403	20,949,073	21,158,986	29,670	209,913
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>20,919,403</u>	<u>20,949,073</u>	<u>21,158,986</u>	<u>29,670</u>	<u>209,913</u>
(事業収益)					
負 担 金	12,930,693	12,872,433	13,008,328	△ 58,260	135,895
組 合 員 保 険 料	7,988,710	8,076,640	8,150,658	87,930	74,018
合 計	20,919,403	20,949,073	21,158,986	29,670	209,913

厚生年金保険経理
予定損益計算書説明書

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	20,949,073	21,158,986
(事 業 費 用)		
負 担 金 払 込 金	<u>12,872,433</u>	<u>13,008,328</u>
組合員保険料払込金	<u>8,076,640</u>	<u>8,150,658</u>
合 計	20,949,073	21,158,986
	千円	千円
(貸 方)		
経 常 収 益	20,949,073	21,158,986
(事 業 収 益)		
負 担 金	<u>12,872,433</u>	<u>13,008,328</u>
元年12月末実績	10,679,015	1 地方公共団体負担金 8,150,658
1～3月推計	2,193,418	(1) 標準報酬月額 6,134,306
		ア 地方公共団体の長 680
		620千円 × 91.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 6,133,626
		5,586,181千円 × 91.5/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 2,016,352
		ア 地方公共団体の長 274
		3,000千円 × 91.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 2,016,078
		22,033,641千円 × 91.5/1,000
		2 基礎年金拠出金 3,603,195
		(1) 標準報酬月額 2,717,039
		ア 地方公共団体の長 297
		620千円 × 40.0/1,000 × 12月
		イ 長期組合員 2,716,742
		5,659,881千円 × 40.0/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 886,156
		ア 地方公共団体の長 120
		3,000千円 × 40.0/1,000
		イ 長期組合員 886,036
		22,150,906千円 × 40.0/1,000
		3 追加費用 1,254,475
		5,531,199千円 × 18.9/1,000 × 12月

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
組 合 員 保 険 料	8,076,640	8,150,658
元年12月末実績	6,553,754	1 標準報酬月額保険料 8,150,658
1～3月推計	1,522,886	(1) 標準報酬月額 6,134,306
		ア 地方公共団体の長 680
		620千円 × 91.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 6,133,626
		5,586,181千円 × 91.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等保険料 2,016,352
		(1) 標準期末手当等 2,016,352
		ア 地方公共団体の長 274
		3,000千円 × 91.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 2,016,078
		22,033,641千円 × 91.5/1,000
合 計	20,949,073	21,158,986

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度		令和2年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>1,228,929</u>	<u>7,670</u>	<u>1,236,599</u>	<u>12,846</u>	<u>1,249,445</u>
普 通 預 金	1,226,188	9,770	1,235,958	12,846	1,248,804
当 座 預 金	1,351	△ 710	641	0	641
未 収 金	1,390	△ 1,390	0	0	0
合 計	1,228,929	7,670	1,236,599	12,846	1,249,445
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>1,228,929</u>	<u>7,670</u>	<u>1,236,599</u>	<u>12,846</u>	<u>1,249,445</u>
未 払 金	1,227,568	8,390	1,235,958	12,846	1,248,804
預 り 金	1,361	△ 720	641	0	641
合 計	1,228,929	7,670	1,236,599	12,846	1,249,445

厚生年金保険経理
予定貸借対照表説明書

科 目	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	1,236,599	1,249,445
普 通 預 金	年度末推計 <u>1,235,958</u>	年度末推計 <u>1,248,804</u>
当 座 預 金	年度末推計 <u>641</u>	年度末推計 <u>641</u>
未 収 金	<u>0</u>	<u>0</u>
	未収負担金 0	未収負担金 0
	未収組合員保険料 0	未収組合員保険料 0
合 計	1,236,599	1,249,445
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	1,236,599	1,249,445
未 払 金	年度末推計 <u>1,235,958</u>	年度末推計 <u>1,248,804</u>
預 り 金	年度末推計 <u>641</u>	年度末推計 <u>641</u>
合 計	1,236,599	1,249,445

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 推 計	令和2年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>1,319,730</u>	<u>1,324,036</u>	<u>1,336,170</u>	<u>4,306</u>	<u>12,134</u>
(事業費用)					
負 担 金 払 込 金	659,845	662,018	668,085	2,173	6,067
掛 金 払 込 金	659,885	662,018	668,085	2,133	6,067
合 計	1,319,730	1,324,036	1,336,170	4,306	12,134
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>1,319,730</u>	<u>1,324,036</u>	<u>1,336,170</u>	<u>4,306</u>	<u>12,134</u>
(事業収益)					
負 担 金	659,845	662,018	668,085	2,173	6,067
掛 金	659,885	662,018	668,085	2,133	6,067
合 計	1,319,730	1,324,036	1,336,170	4,306	12,134

退 職 等 年 金 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	1,324,036	1,336,170
(事業費用)		
負担金払込金	<u>662,018</u>	<u>668,085</u>
掛金払込金	<u>662,018</u>	<u>668,085</u>
合 計	1,324,036	1,336,170
	千円	千円
(貸 方)		
経 常 収 益	1,324,036	1,336,170
(事業収益)		
負担金	<u>662,018</u>	<u>668,085</u>
	元年12月末実績	1 地方公共団体負担金 668,085
	1～3月推計	(1) 標準報酬月額分 502,811
		ア 地方公共団体の長 55
		620千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 502,756
		5,586,181千円 × 7.5/1,000 × 12月
		(2) 標準報酬期末手当等分 165,274
		ア 地方公共団体の長 22
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 165,252
		22,033,641千円 × 7.5/1,000
組 合 員 掛 金	<u>662,018</u>	<u>668,085</u>
	元年12月末実績	1 標準報酬月額掛金 502,811
	1～3月推計	(1) 標準報酬月額分 502,811
		ア 地方公共団体の長 55
		620千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 502,756
		5,586,181千円 × 7.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金 165,274
		(1) 標準報酬期末手当等分 165,274
		ア 地方公共団体の長 22
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 165,252
		22,033,641千円 × 7.5/1,000
合 計	1,324,036	1,336,170

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度		令和2年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>82,698</u>	<u>346</u>	<u>83,044</u>	<u>757</u>	<u>83,801</u>
普 通 預 金	82,625	419	83,044	757	83,801
未 収 金	73	△ 73	0	0	0
合 計	82,698	346	83,044	757	83,801
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>82,698</u>	<u>346</u>	<u>83,044</u>	<u>757</u>	<u>83,801</u>
未 払 金	82,698	346	83,044	757	83,801
合 計	82,698	346	83,044	757	83,801

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	83,044	83,801
普 通 預 金	年度末推計 <u>83,044</u>	年度末推計 <u>83,801</u>
未 収 金	<u>0</u>	<u>0</u>
	未収負担金 0	未収負担金 0
	未収掛金 0	未収掛金 0
合 計	83,044	83,801
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	83,044	83,801
未 払 金	年度末推計 <u>83,044</u>	年度末推計 <u>83,801</u>
合 計	83,044	83,801

経 過 の 長 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>169,532</u>	<u>108,502</u>	<u>102,223</u>	<u>△ 61,030</u>	<u>△ 6,279</u>
(事業費用)					
負担金払込金	169,532	108,502	102,223	△ 61,030	△ 6,279
合 計	169,532	108,502	102,223	△ 61,030	△ 6,279
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>169,532</u>	<u>108,502</u>	<u>102,223</u>	<u>△ 61,030</u>	<u>△ 6,279</u>
(事業収入)					
負 担 金	169,532	108,502	102,223	△ 61,030	△ 6,279
合 計	169,532	108,502	102,223	△ 61,030	△ 6,279

経 過 の 長 期 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令和元年度	令和2年度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	108,502	102,223
(事業費用)		
負担金払込金	<u>108,502</u>	<u>102,223</u>
合 計	108,502	102,223
(貸 方)		
経 常 収 益	108,502	102,223
(事業収入)		
負 担 金	108,502	102,223
元年12月末実績	<u>106,654</u>	1 地方公共団体負担金 <u>9,299</u>
1～3月推計	<u>1,848</u>	(1) 標準報酬月額分 7,012
		ア 地方公共団体の長 1
		620千円 × 0.1033/1,000 × 12月
		イ 長期組合員 7,011
		5,656,421千円 × 0.1033/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等分 2,287
		ア 地方公共団体の長 1
		3,000千円 × 0.1033/1,000
		イ 長期組合員 2,286
		22,136,308千円 × 0.1033/1,000
		2 追加費用 <u>92,924</u>
		5,531,199千円 × 1.4/1,000 × 12月
合 計	108,502	102,223

経 過 の 長 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度		令和2年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>580</u>	<u>36</u>	<u>616</u>	<u>△ 32</u>	<u>584</u>
普 通 預 金	580	36	616	△ 32	584
未 収 金	0	0	0	0	0
合 計	580	36	616	△ 32	584
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>580</u>	<u>36</u>	<u>616</u>	<u>△ 32</u>	<u>584</u>
未 払 金	580	36	616	△ 32	584
合 計	580	36	616	△ 32	584

経 過 の 長 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	616	584
普 通 預 金	年度末推計 <u>616</u>	年度末推計 <u>584</u>
未 収 金	<u>0</u> 未収負担金	<u>0</u> 未収負担金
合 計	616	584
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	616	584
未 払 金	年度末推計 <u>616</u>	年度末推計 <u>584</u>
合 計	616	584

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 100,000	千円 有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 役員報酬 39 職員給与 30,987 旅 費 359 事 務 費 16,481	千円 役員報酬 39 職員給与 33,639 旅 費 511 事 務 費 19,222
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,200	円 7,200
4 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額	千円 18,073	円 組合員一人当たり 1,347 (定款上の限度額 2,085)

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>139,827</u>	<u>124,375</u>	<u>139,110</u>	<u>△ 15,452</u>	<u>14,735</u>
(事業費用)					
役 員 報 酬	26	26	39	0	13
職 員 給 与	26,748	26,415	33,639	△ 333	7,224
旅 費	511	253	511	△ 258	258
事 務 費	14,733	14,618	19,222	△ 115	4,604
委 託 費	22,273	21,962	34,006	△ 311	12,044
修 繕 費	0	0	50	0	50
賃 借 料	3,354	3,871	4,659	517	788
普 及 費	1,934	1,879	2,117	△ 55	238
負 担 金	3,113	3,124	4,115	11	991
選 挙 費	0	0	10	0	10
減 価 償 却 費	81	90	103	9	13
連合会分担金	25,001	12,329	440	△ 12,672	△ 11,889
事務費負担金払込金	42,028	39,783	40,164	△ 2,245	381
雑 費	25	25	35	0	10
特別損失	0	0	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0	0	0
当期利益金	<u>0</u>	<u>2,122</u>	<u>0</u>	<u>2,122</u>	<u>△ 2,122</u>
当 期 利 益 金	0	2,122	0	2,122	△ 2,122
合 計	139,827	126,497	139,110	△ 13,330	12,613
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>117,223</u>	<u>108,387</u>	<u>103,084</u>	<u>△ 8,836</u>	<u>△ 5,303</u>
(事業収益)					
負 担 金	94,703	90,302	90,468	△ 4,401	166
雑 収 入	7	6	10	△ 1	4
(補助金等収入)					
連合会交付金	22,513	18,079	12,606	△ 4,434	△ 5,473
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
繰 入 金	<u>20,064</u>	<u>18,086</u>	<u>16,926</u>	<u>△ 1,978</u>	<u>△ 1,160</u>
短期経理より繰入	20,064	18,086	16,926	△ 1,978	△ 1,160
特別利益	<u>231</u>	<u>24</u>	<u>0</u>	△ 207	△ 24
前期損益修正益	231	24	0	△ 207	△ 24
当期損失金	<u>2,309</u>	<u>0</u>	<u>19,100</u>	<u>△ 2,309</u>	<u>19,100</u>
当 期 損 失 金	2,309	0	19,100	△ 2,309	19,100
合 計	139,827	126,497	139,110	△ 13,330	12,613

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(借 方) 経 常 費 用 (事業費用)	千円 124,375	千円 139,110
役 員 報 酬	<u>26</u>	<u>39</u>
		1 監事報酬 39
職 員 給 与	<u>26,415</u>	<u>33,639</u>
		1 時間外勤務手当等 9,250
		2 非常勤職員手当 24,389
旅 費	<u>253</u>	<u>511</u>
		1 大都市職員共済組合事務連絡会 2
		2 大都市職員共済組合互選関係役員協議会 253
		3 大都市職員共済組合事務担当者会議(短期) 2
		4 大都市職員共済組合事務担当者会議(長期) 80
		5 関東ブロック担当者会議 46
		6 全国理事研修会 1
		7 その他の会議等(年金集会、日帰り旅費等) 127
事 務 費	<u>14,618</u>	<u>19,222</u>
		1 事務消耗品費 1,582
		(1) パソコン用消耗品 845
		(2) その他消耗品 737
		2 図書印刷費 2,193
		(1) 事業計画及び予算・決算書 130
		(2) 様式類印刷 374
		(3) 雑誌等定期刊行物 160
		(4) 関係法令集追録 60
		(5) 関係法令参考書 10
		(6) 封筒等印刷 1,329
		(7) その他印刷物 130
		3 通信運搬費 10,406
		(1) 任継等切手 468
		(2) 年金受給者等切手 9,768
		(3) ISDN回線等使用料 82
		(4) レセオンライン回線料 68
		(5) その他通信運搬費 20
		4 会議費 13
		(1) 組合会 7
		(2) その他の会議 6

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
		5 雑費 5,028 (1) 振込手数料 2,331 (2) 納入通知書振込手数料 1,818 (3) 通知書発行手数料 28 (4) コンビニ収納手数料 350 (5) 残高証明発行・証券管理等手数料 30 (6) RIEBE研修参加費等 348 (7) その他手数料等雑費 123
委 託 費	<u>21,962</u>	<u>34,006</u> 1 短期給付システム保守費 3,762 2 共済組合HP維持管理委託費 201 3 柔道整復点検照会事務委託料 1,833 4 電子レセプト受領委託費 807 5 産業廃棄物収集運搬及び処理 6 6 オンライン資格確認対応作業費 16,434 7 基幹システム保守委託費 1,147 8 個人番号照会及び基幹別符号取得費用 83 9 クライアント運営管理ソフトウェア費用 807 10 医療保険者向け中間サーバーに関する運営費用 1,230 11 「年金だより」封入作業委託費 168 12 扶養親コールセンター業務委託費 1,661 13 基幹システムセキュリティ対策保守費 191 14 基幹システムセキュリティソフト導入費用 3,190 15 分析システムリプレース費用 2,200 16 キャビネット鍵作成費用 56 17 F A X保守費 30 18 その他委託費 200
修 繕 費	<u>0</u>	<u>50</u>
賃 借 料	<u>3,871</u>	<u>4,659</u> 1 パソコン使用料 4,298 2 コピー使用料 361
普 及 費	<u>1,879</u>	<u>2,117</u> 1 職員月報発行経費 503 2 共済新報 9 3 福利厚生ガイド 1,600 4 わかりやすい年金 5
負 担 金	<u>3,124</u>	<u>4,115</u> 1 社会保険料等負担金 4,076 2 その他の会議 39
選 挙 費	<u>0</u>	<u>10</u>
減 価 償 却 費	<u>90</u>	<u>103</u>
連 合 会 分 担 金	<u>12,329</u>	<u>440</u> 連合会分担金（短期給付分） （組合員1人当たり）（期首組合員数） 35円 × 12,565人

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
事務費負担金払込金	<u>39,783</u>	事務費負担金払込金 <u>40,164</u> (組合員1人当たり) (平均組合員数) 3,200円 × 12,551人
雑 費	<u>25</u>	<u>35</u>
当 期 利 益 金	<u>2,122</u>	<u>0</u>
当 期 利 益 金	2,122	0
合 計	126,497	139,110
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	108,387	103,084
(事業収益)		
負 担 金	<u>90,302</u>	業務経理負担金 <u>90,468</u> (組合員1人当たり) (期首組合員数) 7,200円 × 12,565人
雑 収 入	<u>6</u>	<u>10</u>
(補助金等収入)		
連合会交付金	<u>18,079</u>	<u>12,606</u> I 連合会交付金(厚年・経過的)(1+2) 7,986 1 令和2年度交付額 ((①+②)-③-④) 7,814 ①事務費負担金払込金 40,163 (組合員1人当たり) (平均組合員数) 3,200円 × 12,551人 ②組合事務費繰入金 17,219 (厚年・経過的経理より繰入) (組合員1人当たり) (平均組合員数) 1,372円 × 12,551人 ③連合会事務費(厚年・経過的的分) 35,496 (組合員1人当たり) (期首組合員数) 2,825円 × 12,565人 ④地方公務員共済組合連合会分担金 14,072 (組合員1人当たり) (期首組合員数) 1,120円 × 12,565人

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
		2 令和元年度精算額 (②-①) 172
		①令和元年度交付額〔見込〕 14,425
		②令和元年度確定額〔見込〕 14,597
		(ア+イ-ウ-エ)
		ア 事務費負担金払込金決算見込額 40,089
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		3,200円×12,528人
		イ 事務費繰入金払込金決算見込額 16,699
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		1,333円×12,528人
		ウ 連合会事務費確定額 27,141
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		2,164円×12,542人
		エ 地方公務員共済組合連合会分担金確定額 15,050
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		1,200円×12,542人
		II 連合会交付金(退職等) (1+2) 4,620
		1 退職等年金給付業務に要する経費 4,243
		相当額 (①+②+③)
		① 短期・長期共通経費の23分の1の額 2,345
		② 長期共通経費の12分の1の額 1,061
		③ 個別の退職等年金給付業務経費の額 837
		2 令和元年度精算額 (②-①) 377
		①令和元年度交付額〔見込〕 3,761
		②令和元年度確定額〔見込〕 4,138
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
		1 信託収益 0
繰 入 金	18,086	16,926
短期経理より繰入	18,086	(組合員1人当たり) (期首組合員数)
		1,347円 × 12,565人
特 別 利 益	24	0
前期損益修正益	24	0
当 期 損 失 金	0	19,100
当 期 損 失 金	0	19,100
合 計	126,497	139,110

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>123,202</u>	<u>△ 9,500</u>	<u>113,702</u>	<u>△ 18,997</u>	<u>94,705</u>
普 通 預 金	123,106	△ 9,427	113,679	△ 18,997	94,682
立 替 金	17	6	23	0	23
未 収 金	79	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>485</u>	<u>341</u>	<u>826</u>	<u>△ 103</u>	<u>723</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	325	341	666	△ 103	563
(無形固定資産)					
電話加入権	160	0	160	0	160
合 計	123,687	△ 9,159	114,528	△ 19,100	95,428
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>13,768</u>	<u>△ 11,281</u>	<u>2,487</u>	<u>0</u>	<u>2,487</u>
未 払 金	11,052	△ 10,791	261	0	261
未 払 費 用	2,240	△ 130	2,110	0	2,110
預 り 金	476	△ 360	116	0	116
剰 余 金	<u>109,919</u>	<u>2,122</u>	<u>112,041</u>	<u>△ 19,100</u>	<u>92,941</u>
資 本 剰 余 金	1,107	0	1,107	0	1,107
利 益 剰 余 金	108,812	2,122	110,934	△ 19,100	91,834
合 計	123,687	△ 9,159	114,528	△ 19,100	95,428

業 務 経 理予定貸借対照表説明書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	<u>113,702</u>	<u>94,705</u>
普 通 預 金	113,679	94,682
立 替 金	23	23
未 収 金	0	0
固 定 資 産	<u>826</u>	<u>723</u>
(有形固定資産)		
器 具 及 び 備 品	666	563
(無形固定資産)		
電 話 加 入 権	160	160
合 計	114,528	95,428
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	<u>2,487</u>	<u>2,487</u>
未 払 金	261	委託費等 261
未 払 費 用	2,110	職員給与等 2,110
預 り 金	116	預り所得税等 116
剰 余 金	<u>112,041</u>	<u>92,941</u>
資 本 剰 余 金	1,107	1,107
利 益 剰 余 金	110,934	91,834
	前年度繰越利益剰余金 108,812	前年度繰越利益剰余金 110,934
	当期利益金 2,122	当期損失金 19,100
合 計	114,528	95,428

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 250,000	千円 有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 職員給与 2,856 旅 費 10 事 務 費 690	千円 職員給与 3,183 旅 費 30 事 務 費 690
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円 30,000	千円 30,000

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>318,361</u>	<u>362,011</u>	<u>369,032</u>	<u>43,650</u>	<u>7,021</u>
(事業費用)					
職 員 給 与	2,522	2,705	3,183	183	478
厚 生 費	220,513	255,874	257,327	35,361	1,453
特定健康診査等費	70,878	76,213	79,359	5,335	3,146
旅 費	0	0	30	0	30
事 務 費	376	574	690	198	116
委 託 費	16,609	19,275	20,494	2,666	1,219
賃 借 料	1,730	1,730	1,736	0	6
普 及 費	1,691	1,640	2,167	△ 51	527
負 担 金	355	362	422	7	60
連合会分担金	3,687	3,638	3,624	△ 49	△ 14
当期利益金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当 期 利 益 金	0	0	0	0	0
合 計	318,361	362,011	369,032	43,650	7,021
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>299,705</u>	<u>311,654</u>	<u>308,121</u>	<u>11,949</u>	<u>△ 3,533</u>
(事業収益)					
負 担 金	138,464	138,706	139,725	242	1,019
掛 金	135,134	135,609	136,610	475	1,001
施 設 収 入	26,107	37,339	31,786	11,232	△ 5,553
当期損失金	<u>18,656</u>	<u>50,357</u>	<u>60,911</u>	<u>31,701</u>	<u>10,554</u>
当 期 損 失 金	18,656	50,357	60,911	31,701	10,554
合 計	318,361	362,011	369,032	43,650	7,021

保 健 経 理
 予定損益計算書説明書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	362,011	369,032
職 員 給 与	<u>2,705</u>	<u>3,183</u>
		1 時間外勤務手当等 692
		2 非常勤職員給与 2,491
厚 生 費	<u>255,874</u>	<u>257,327</u>
		1 健康診断費 227,736
		(1) 健康診断経費 50,946
		(2) 人間ドック経費 144,000
		(3) 乳がん子宮がん検診経費 29,900
		(4) 骨密度検診経費 2,890
		2 健康相談費 1,880
		(1) 電話健康相談 817
		(2) こころの相談 1,063
		3 契約保養所費 24,711
		契約保養所経費 24,711
		4 健康増進費 3,000
		運動会助成金 3,000
特定健康診査等費	<u>76,213</u>	<u>79,359</u>
		1 特定健診委託費・対応諸費 70,516
		2 特定保健指導費 8,843
旅 費	<u>0</u>	<u>30</u>
		1 会議旅費 30
事 務 費	<u>574</u>	<u>690</u>
		1 事務消耗品費 100
		2 図書印刷費 100
		3 通信運搬費 16
		4 事務費雑費 474
委 託 費	<u>19,275</u>	<u>20,494</u>
		1 共済システム保守委託料 3,762
		2 診療報酬明細書審査業務等委託料 1,048
		3 特定保健指導システム保守委託料 462
		4 特定保健指導システム改修委託料 1,000
		5 健康管理システム運用保守負担金 11,826
		6 健康管理システム改修委託料 1,000
		7 健康セミナー委託料 1,132
		8 医療機関情報データ提供業務委託料 264
賃 借 料	<u>1,730</u>	<u>1,736</u>
		1 共済システムパソコンリース料 1,315
		2 新共済システムパソコンリース料 421
普 及 費	<u>1,640</u>	<u>2,167</u>
		1 医療費通知 2,167
負 担 金	<u>362</u>	<u>422</u>
		1 社会保険料等負担金 422
連 合 会 分 担 金	<u>3,638</u>	<u>3,624</u>
		1 保健事業等分担金 3,370
		2 施設運営分担金 254
当 期 利 益 金	0	0
当 期 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>
合 計	362,011	369,032

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	311,654	308,121
(事業収益)		
負 担 金	<u>138,706</u>	<u>139,725</u>
元年12月末実績	112,931	1 地方公共団体負担金 136,610
1～3月推計	25,775	(1) 標準報酬月額 103,265
		ア 地方公共団体の長 25
		1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月
		イ 一般及び特定消防組合員 103,240
		5,735,560千円 × 1.5/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 33,345
		ア 地方公共団体の長 8
		5,730千円 × 1.5/1,000
		イ 一般及び特定消防組合員 33,337
		22,225,252千円 × 1.5/1,000
		2 特定健康診査等負担金 3,115
		248円 × 12,564人
掛 金	<u>135,609</u>	<u>136,610</u>
元年12月末実績	109,836	1 標準報酬月額掛金 103,265
1～3月推計	25,773	(1) 地方公共団体の長 25
		1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月
		(2) 一般及び特定消防組合員 103,240
		5,735,560千円 × 1.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金 33,345
		(1) 地方公共団体の長 8
		5,730千円 × 1.5/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員 33,337
		22,225,252千円 × 1.5/1,000
施 設 収 入	<u>37,339</u>	<u>31,786</u>
当 期 損 失 金	50,357	1 法定健診受託料 31,786
当 期 損 失 金	<u>50,357</u>	<u>60,911</u>
合 計	362,011	369,032

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>269,295</u>	<u>△ 52,714</u>	<u>216,581</u>	<u>△ 58,874</u>	<u>157,707</u>
普 通 預 金	243,165	△ 63,923	179,242	△ 53,321	125,921
未 収 金	26,130	11,209	37,339	△ 5,553	31,786
固 定 資 産	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>
(無形固定資産)					
施 設 預 託 金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	719,295	△ 52,714	666,581	△ 58,874	607,707
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>15,372</u>	<u>△ 2,357</u>	<u>13,015</u>	<u>2,037</u>	<u>15,052</u>
未 払 金	15,306	△ 2,407	12,899	2,017	14,916
未 払 費 用	66	50	116	20	136
剰 余 金	<u>703,923</u>	<u>△ 50,357</u>	<u>653,566</u>	<u>△ 60,911</u>	<u>592,655</u>
資 本 剰 余 金	450,000	0	450,000	0	450,000
利 益 剰 余 金	253,923	△ 50,357	203,566	△ 60,911	142,655
合 計	719,295	△ 52,714	666,581	△ 58,874	607,707

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	216,581	157,707
普 通 預 金	<u>179,242</u>	<u>125,921</u>
未 収 金	<u>37,339</u>	<u>31,786</u>
固 定 資 産	450,000	450,000
(無形固定資産)		
施 設 預 託 金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
合 計	666,581	607,707
	千円	千円
(貸 方)		
流 動 負 債	13,015	15,052
未 払 金	<u>12,899</u>	厚生費等 <u>14,916</u>
未 払 費 用	<u>116</u>	職員給与等 <u>136</u>
剰 余 金	653,566	592,655
資 本 剰 余 金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
利 益 剰 余 金	<u>203,566</u>	<u>142,655</u>
	欠損金補てん積立金 22,500	欠損金補てん積立金 22,500
	前年度繰越利益剰余金 231,423	前年度繰越利益剰余金 181,066
	当期損失金 50,357	当期損失金 60,911
合 計	666,581	607,707

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 9,000,000	千円 有価証券 10,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 167 事務費 930	職員給与 191 事務費 1,062
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	30,000	30,000
4 組合員貯金に対する支払 利率	年 0.55%	年 0.55%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	56,082	58,328	62,129	2,246	3,801
(事業費用)					
職 員 給 与	107	167	191	60	24
事 務 費	106	869	1,062	763	193
委 託 費	2,916	0	0	△ 2,916	0
普 及 費	500	509	501	9	△ 8
支 払 利 息	52,453	56,783	60,375	4,330	3,592
特 別 損 失	0	59	0	59	△ 59
前期損益修正損	0	59	0	59	△ 59
当期利益金	18,860	11,927	3,549	△ 6,933	△ 8,378
当 期 利 益 金	18,860	11,927	3,549	△ 6,933	△ 8,378
合 計	74,942	70,314	65,678	△ 4,628	△ 4,636
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	74,942	70,314	65,678	△ 4,628	△ 4,636
(運用収入)					
利息及び配当金	74,858	70,184	65,508	△ 4,674	△ 4,676
償 還 差 益	84	130	170	46	40
合 計	74,942	70,314	65,678	△ 4,628	△ 4,636

貯 金 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用 (事業費用)	58,328	62,129
職 員 給 与	年度末推計 167	時間外勤務手当 191
事 務 費	869	1,062
	1 事務用消耗品費 0	1 事務用消耗品費 50
	年度末推計 0	
	2 図書印刷費 341	2 図書印刷費 386
	年度末推計 341	(1) 様式類印刷 286
		(2) その他印刷物 100
	3 事務費雑費 528	3 事務費雑費 626
	年度末推計 528	(1) 通知書振込手数料 77
		(2) 振込手数料 546
		(3) 紙帳票発行手数料 3
委 託 費	0	0
普 及 費	職員手帳負担金 509	職員手帳負担金 501
支 払 利 息	56,783	60,375
	令和2年1月末実績 27,442	4～9月分利息 29,608
	2～3月推計 29,341	10～3月分利息 30,767
特 別 損 失	59	0
前期損益修正損	年度末推計 59	年度末推計 0
当 期 利 益 金	11,927	3,549
当 期 利 益 金	年度末推計 11,927	年度末推計 3,549
合 計	70,314	65,678
	千円	千円
(貸 方)		
経 常 収 益 (運用収入)	70,314	65,678
利息及び配当金	70,184	65,508
	1 有価証券利息 69,491	1 有価証券利息 64,468
	令和2年1月末実績 42,093	
	2～3月推計 27,398	
	2 信託収益 693	2 信託収益 1,040
	令和2年1月末実績 430	
	2～3月推計 263	
償還差益	年度末推計 130	年度末推計 170
合 計	70,314	65,678

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度 決 算 額	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
		増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>626,871</u>	<u>△ 223,255</u>	<u>403,616</u>	<u>271,639</u>	<u>675,255</u>
普 通 預 金	613,241	△ 221,933	391,308	272,740	664,048
未 収 収 益	13,630	△ 1,322	12,308	△ 1,101	11,207
固 定 資 産	<u>9,691,297</u>	<u>700,130</u>	<u>10,391,427</u>	<u>200,170</u>	<u>10,591,597</u>
(投資その他の資産)					
金 銭 信 託	600,000	1,000,000	1,600,000	0	1,600,000
投資有価証券	9,091,297	△ 299,870	8,791,427	200,170	8,991,597
合 計	10,318,168	476,875	10,795,043	471,809	11,266,852
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>9,677,981</u>	<u>465,098</u>	<u>10,143,079</u>	<u>471,804</u>	<u>10,614,883</u>
組 合 員 貯 金	9,652,097	463,237	10,115,334	470,513	10,585,847
未 払 費 用	25,884	1,861	27,745	1,291	29,036
剰 余 金	<u>640,187</u>	<u>11,777</u>	<u>651,964</u>	<u>5</u>	<u>651,969</u>
利 益 剰 余 金	640,187	11,777	651,964	5	651,969
合 計	10,318,168	476,875	10,795,043	471,809	11,266,852

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	403,616	675,255
普 通 預 金	年度末推計 <u>391,308</u>	年度末推計 <u>664,048</u>
未 収 収 益	<u>12,308</u>	<u>11,207</u>
	1 有価証券利息 12,257	1 有価証券利息 11,156
	2 信託収益 51	2 信託収益 51
	年度末推計	年度末推計
固 定 資 産	10,391,427	10,591,597
(投資その他の資産)		
金 銭 信 託	年度末推計 <u>1,600,000</u>	年度末推計 <u>1,600,000</u>
投 資 有 価 証 券	<u>8,791,427</u>	<u>8,991,597</u>
	1 国債 300,000	1 国債 300,000
	年度末推計	前年度末 300,000
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 0
	2 地方債 3,496,762	2 地方債 2,996,932
	年度末推計	前年度末 3,496,762
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 499,830
	3 社債 2,197,807	3 社債 2,597,807
	年度末推計	前年度末 2,197,807
		本年度取得見込額 500,000
		本年度償還見込額 100,000
	4 諸債券 2,796,858	4 諸債券 3,096,858
	年度末推計	前年度末 2,796,858
		本年度取得見込額 300,000
		本年度償還見込額 0
合 計	10,795,043	11,266,852

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 負 債	10,143,079	10,614,883
組 合 員 貯 金	年度末推計 <u>10,115,334</u>	年度末推計 <u>10,585,847</u>
未 払 費 用	年度末推計 <u>27,745</u>	年度末推計 <u>29,036</u>
剰 余 金	651,964	651,969
利 益 剰 余 金	年度末推計 <u>651,964</u>	年度末推計 <u>651,969</u>
	欠損金補てん積立金 505,767	欠損金補てん積立金 529,293
	積立金 146,197	積立金 122,676
合 計	10,795,043	11,266,852

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 3,500,000	有価証券 1,500,000
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 10,719,197 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率	経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 0 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 2,664 旅 費 198 事 務 費 1,534	職員給与 3,091 旅 費 103 事 務 費 1,473

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 推 計	令和2年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				令和元年度	令和2年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	16,639	11,822	15,543	△ 4,817	3,721
(事業費用)					
職 員 給 与	2,064	2,420	3,091	356	671
旅 費	29	0	103	△ 29	103
事 務 費	497	879	1,473	382	594
委 託 費	401	1,169	1,007	768	△ 162
修 繕 費	0	19	30	19	11
賃 借 料	204	213	181	9	△ 32
普 及 費	2,343	2,378	3,205	35	827
諸 謝 金	0	0	30	0	30
負 担 金	348	338	472	△ 10	134
支 払 利 息	4,679	334	0	△ 4,345	△ 334
連合会払込金	5,895	3,893	5,747	△ 2,002	1,854
雑 費	25	25	50	0	25
減 価 償 却 費	154	154	154	0	0
特 別 損 失	360	0	0	△ 360	0
前期損益修正損	360	0	0	△ 360	0
当期利益金	16,397	15,482	7,307	△ 915	△ 8,175
当 期 利 益 金	16,397	15,482	7,307	△ 915	△ 8,175
合 計	33,396	27,304	22,850	△ 6,092	△ 4,454
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	33,396	27,304	22,850	△ 6,092	△ 4,454
(事業収益)					
組合員貸付金利息	33,115	27,058	22,656	△ 6,057	△ 4,402
(補助金等収入)					
連合会交付金	281	246	194	△ 35	△ 52
特 別 利 益	0	0	0	0	0
前期損益修正益	0	0	0	0	0
当期損失金	0	0	0	0	0
当 期 損 失 金	0	0	0	0	0
合 計	33,396	27,304	22,850	△ 6,092	△ 4,454

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	11,822	15,543
(事業費用)		
職 員 給 与	<u>2,420</u>	<u>3,091</u>
		1 時間外勤務手当 600
		2 非常勤職員給与 2,491
旅 費	<u>0</u>	<u>103</u>
		1 住宅貸付実地調査旅費 100
		2 大都市職員共済組合事務連絡会 1
		3 その他の会議 2
事 務 費	<u>879</u>	<u>1,473</u>
		1 事務消耗品費 822
		(1) パソコン用消耗品 700
		(2) その他消耗品 122
		2 図書印刷費 167
		(1) 様式類印刷 147
		(2) その他印刷物 20
		3 通信運搬費 50
		4 会議費 70
		(1) 組合会 20
		(2) 理事会 20
		(3) 大都市互選関係役員協議会 30
		5 雑費 364
		(1) 納入通知書振込手数料 550円×40枚×12月 264
		(2) その他雑費 100
委 託 費	<u>1,169</u>	<u>1,007</u>
		1 基幹個別システム保守委託費 159
		2 その他委託費 848
修 繕 費	<u>19</u>	<u>30</u>

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
賃 借 料	213	181
		1 パソコン等使用料 131
		2 自動車等借上料 50
普 及 費	2,378	3,205
		1 職員月報発行経費 503
		2 職員手帳発行分担金 502
		3 福利厚生ガイド 2,000
		4 貸付制度PR誌印刷 200
諸 謝 金	0	30
負 担 金	338	472
		1 社会保険料等負担金 422
		2 会議等負担金 50
支 払 利 息	334	0
連合会払込金	3,893	貸付債権保全事業払込金 5,747
雑 費	25	50
減価償却費	154	154
		1 器具及び備品 154
特 別 損 失	0	0
前期損益修正損	0	0
当 期 利 益 金	15,482	7,307
当 期 利 益 金	15,482	7,307
合 計	27,304	22,850
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	27,304	22,850
(事業収益)		
組合員貸付利息	27,058	本年度貸付分推計 22,656
(補助金等収入)		
連合会交付金	246	194
特 別 利 益	0	0
前期損益修正益	0	0
当 期 損 失 金	0	0
当 期 損 失 金	0	0
合 計	27,304	22,850

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成30年度	令和元年度		令和2年度	
	決 算 額	増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>212,263</u>	<u>251,098</u>	<u>463,361</u>	<u>323,693</u>	<u>787,054</u>
普 通 預 金	197,584	251,177	448,761	323,693	772,454
立 替 金	0	0	0	0	0
未 収 金	14,679	△ 79	14,600	0	14,600
固 定 資 産	<u>2,405,808</u>	<u>△ 436,186</u>	<u>1,969,622</u>	<u>△ 315,922</u>	<u>1,653,700</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	534	△ 154	<u>380</u>	△ 154	<u>226</u>
投資その他の資産	0	0	0	0	0
組合員貸付金	2,405,274	△ 436,032	1,969,242	△ 315,768	1,653,474
合 計	2,618,071	△ 185,088	2,432,983	7,771	2,440,754
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>2,116</u>	<u>△ 570</u>	<u>1,546</u>	<u>464</u>	<u>2,010</u>
未 払 金	1,675	0	1,217	0	1,627
未 払 費 用	35	13	48	79	127
預 り 金	406	△ 125	281	△ 25	256
固 定 負 債	<u>200,000</u>	<u>△ 200,000</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
長 期 借 入 金	200,000	△ 200,000	0	0	0
剰 余 金	<u>2,415,955</u>	<u>15,482</u>	<u>2,431,437</u>	<u>7,307</u>	<u>2,438,744</u>
利 益 剰 余 金	2,415,955	15,482	2,431,437	7,307	2,438,744
合 計	2,618,071	△ 185,088	2,432,983	7,771	2,440,754

貸 付 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	463,361	787,054
普 通 預 金	年度末推計 <u>448,761</u>	年度末推計 <u>772,454</u>
未 収 金	<u>14,600</u>	着服金分 <u>14,600</u>
固 定 資 産	1,969,622	1,653,700
(有形固定資産)		
器具及び備品	<u>380</u>	<u>226</u>
投資その他の資産	<u>0</u>	<u>0</u>
組合員貸付金	<u>1,969,242</u>	<u>1,653,474</u>
1 普通貸付金	3,001	1 普通貸付金 1,616
		前年度繰越額 3,001
		本年度貸付見込額 500
		本年度償還見込額 1,885
2 住宅貸付金	1,785,986	2 住宅貸付金 1,511,619
		前年度繰越額 1,785,986
		本年度貸付見込額 0
		本年度償還見込額 274,367
3 災害貸付金	0	3 災害貸付金 0
		前年度繰越額 0
		本年度貸付見込額 0
		本年度償還見込額 0
4 特別貸付金	173,377	4 特別貸付金 134,787
		前年度繰越額 173,377
		本年度貸付見込額 26,050
		本年度償還見込額 64,640
5 在宅介護対応住宅	6,878	5 在宅介護対応住宅 5,452
		前年度繰越額 6,878
		本年度貸付見込額 0
		本年度償還見込額 1,426
合 計	2,432,983	2,440,754
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	1,546	2,010
未 払 金	年度末推計 <u>1,217</u>	年度末推計 <u>1,627</u>
未 払 費 用	年度末推計 <u>48</u>	年度末推計 <u>127</u>
預 り 金	<u>281</u>	<u>256</u>
固 定 負 債	0	0
長 期 借 入 金	<u>0</u>	<u>0</u>
		前年度繰越分 0
		本年度減少額 0
剰 余 金	2,431,437	2,438,744
利 益 剰 余 金	2,431,437	2,438,744
欠損金補てん積立金	<u>98,462</u>	<u>82,674</u>
積 立 金	<u>2,332,975</u>	<u>2,356,070</u>
合 計	2,432,983	2,440,754

川崎市共済公告第7号

令和2年3月16日開催の令和2年第1回川崎市職員共済組合組合会における監事の補欠選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告する。

令和2年3月24日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

監 事 椿 陽 平

川崎市共済公告第8号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘
平均標準報酬月額 470,000円

ただし、令和2年4月から令和3年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第29号

国民健康保険料に係る過誤納還付充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月18日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第30号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	5 期	令和2年 3月31日（5期）	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	6 期	令和2年 3月31日（6期）	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	7 期	令和2年 3月31日（7期）	計9件
平成 31年度	国民健康 保険料	8 期	令和2年 3月31日（8期）	計48件
平成 31年度	国民健康 保険料	9 期	令和2年 3月31日（9期）	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第31号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	令和2年3月31 日（第7期分）	計1件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月31 日（第8期分）	計1件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和2年3月31 日（第9期分）	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和2年3月31 日（第1期分）	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	令和2年3月31 日（第2期分）	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月31 日（第8期分）	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和2年3月31 日（第9期分）	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和2年3月31 日（第1期分）	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	令和2年3月31 日（第2期分）	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和2年3月31 日（第3期分）	計1件

平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和2年3月31 日(第4期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	令和2年3月31 日(第5期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第6期	令和2年3月31 日(第6期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	過随 1月	令和2年3月31 日(平成30年度分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第32号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞 納処分 に着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護保険料	第11期	令和2年3月31日 (第11期分)	計6件
平成 29年度	介護保険料	第12期	令和2年3月31日 (第12期分)	計7件
平成 30年度	介護保険料	第1期	令和2年3月31日 (第1期分)	計8件
平成 30年度	介護保険料	第2期	令和2年3月31日 (第2期分)	計10件
平成 30年度	介護保険料	第3期	令和2年3月31日 (第3期分)	計12件
平成 30年度	介護保険料	第4期	令和2年3月31日 (第4期分)	計13件
平成 30年度	介護保険料	第5期	令和2年3月31日 (第5期分)	計14件
平成 30年度	介護保険料	第6期	令和2年3月31日 (第6期分)	計13件
平成 30年度	介護保険料	第7期	令和2年3月31日 (第7期分)	計13件
平成 30年度	介護保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計13件
平成 30年度	介護保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計14件
平成 30年度	介護保険料	第10期	令和2年3月31日 (第10期分)	計16件
平成 30年度	介護保険料	第11期	令和2年3月31日 (第11期分)	計18件

平成 30年度	介護保険料	第12期	令和2年3月31日 (第12期分)	計20件
平成 31年度	介護保険料	第1期	令和2年3月31日 (第1期分)	計23件
平成 31年度	介護保険料	第2期	令和2年3月31日 (第2期分)	計23件
平成 31年度	介護保険料	第3期	令和2年3月31日 (第3期分)	計22件
平成 31年度	介護保険料	第4期	令和2年3月31日 (第4期分)	計22件
平成 31年度	介護保険料	第5期	令和2年3月31日 (第5期分)	計21件
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和2年3月31日 (第6期分)	計24件
平成 31年度	介護保険料	第7期	令和2年3月31日 (第7期分)	計24件
平成 31年度	介護保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計23件
平成 31年度	介護保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計6件
平成 31年度	介護保険料	第10期	令和2年3月31日 (第10期分)	計4件
平成 31年度	介護保険料	過随 12月	令和2年3月31日 (平成30年度分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第33号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞 納処分 に着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月30日 (第8期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第34号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第

226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第11期	令和2年3月31日 (第11期分)	計27件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第35号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和2年3月31日 (第1期)	計9件
平成 31年度	国民健康 保険料	2 期	令和2年3月31日 (第2期)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	3 期	令和2年3月31日 (第3期)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	4 期	令和2年3月31日 (第4期)	計7件
平成 31年度	国民健康 保険料	5 期	令和2年3月31日 (第5期)	計7件
平成 31年度	国民健康 保険料	6 期	令和2年3月31日 (第6期)	計17件
平成 31年度	国民健康 保険料	7 期	令和2年3月31日 (第7期)	計23件
平成 31年度	国民健康 保険料	8 期	令和2年3月31日 (第8期)	計104件
平成 31年度	国民健康 保険料	9 期	令和2年3月31日 (第9期)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	10期	令和2年3月31日 (第10期)	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第36号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方

税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和2年3月31日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年3月 31日	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年3月31日	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年3月31日	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年3月31日	計7件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年3月31日	計16件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年3月31日	計87件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第37号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月24日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第38号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月26日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第39号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月27日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第40号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月27日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第13号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年3月31日 (第1期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和2年3月31日 (第2期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和2年3月31日 (第3期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年3月31日 (第4期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年3月31日 (第5期分)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年3月31日 (第6期分)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年3月31日 (第7期分)	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計8件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計47件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第10期	令和2年3月31日 (第10期分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第11期	令和2年3月31日 (第11期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計2件

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第15号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第11期 分	令和2年3月31日 (第11期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第16号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 分	令和2年3月31日 (第3期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 分	令和2年3月31日 (第4期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期 分	令和2年3月31日 (第5期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期 分	令和2年3月31日 (第6期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期 分	令和2年3月31日 (第7期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期 分	令和2年3月31日 (第8期分)	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期 分	令和2年3月31日 (第9期分)	計37件
平成 31年度	国民健康 保険料	過髓5 月分	令和2年3月31日 (過髓5月分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過髓7 月分	令和2年3月31日 (過髓7月分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第17号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月25日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期以降	令和2年4月13日 (第1～4期分)	計20件
平成31年度	介護保険料	4月1期以降		計2件
平成31年度	介護保険料	第2期以降	令和2年4月13日 (第2～4期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	過年5月	令和2年4月13日 (過年5月分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第2期以降		計1件
平成31年度	介護保険料	8月第3期		計1件
平成31年度	介護保険料	第5期分以降	令和2年4月13日 (第5～12期分)	計22件
平成31年度	介護保険料	10月第4期以降		計12件
平成31年度	介護保険料	第1期分以降		計1件
平成31年度	介護保険料	12月第5期以降		計1件
平成31年度	介護保険料	第7期分以降	令和2年4月13日 (第7～12期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第5期分以降		計3件
平成31年度	介護保険料	第2期分以降		計1件
平成31年度	介護保険料	8月第3期以降		計1件
平成31年度	介護保険料	第7期分以降		計2件
平成31年度	介護保険料	第6期分以降		計2件
平成31年度	介護保険料	第8期分以降		計3件
平成31年度	介護保険料	第9期分以降		計1件
平成31年度	介護保険料	第11期分以降	令和2年4月13日 (第11～12期分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第11期	令和2年3月31日 (第11期分)	計13件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第15号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和2年3月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和2年3月31日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和2年3月31日	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和2年3月31日	計7件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和2年3月31日	計9件
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年3月31日	計28件
平成31年度	国民健康保険料	12月随時	令和2年3月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年3月31日	計29件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年3月31日	計24件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第16号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計1件

(別紙省略)

宮前区公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月23日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第18号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月23日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月30日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第20号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月30日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第22号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月18日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成 31年度				計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第23号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第10期	令和2年3月30日	11件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第24号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第25号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞 納処分に着手し得 る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年3月31日 (第1期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年3月31日 (第4期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年3月31日 (第5期分)	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年3月31日 (第6期分)	計8件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年3月31日 (第7期分)	計14件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計27件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計60件
平成 31年度	国民健康 保険料	第12月 期	令和2年3月31日 (第12月期分)	計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第26号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月23日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎

市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告
の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第27号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住
民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職
権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の
為、通知が送達できないので公示します。

令和 2年3月23日

川崎市多摩区長 荻 原 圭 一

この処分について不服がある場合は、この処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告
の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）